

第百八十三回
会

参議院消費者問題に関する特別委員会会議録第八号

平成二十五年六月十九日(水曜日)

午後一時開会

委員の異動

六月十四日

辞任

尾辻かな子君

田城 郁君

青木 一彦君

磯崎 仁彦君

江島 潔君

六月十七日

辞任

山村 明嗣君

六月十八日

辞任

小川 勝也君

大河原雅子君

石井みどり君

末松 信介君

六月十九日

辞任

白 眞勲君

石井 準一君

上野 通子君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

委員

委員

委員

委員

委員

第二十三部

消費者問題に関する特別委員会会議録第八号 平成二十五年六月十九日【参議院】

政府参考人

消費者庁次長

国税庁長官官房

審議官

一般社団法人全

国消費者団体連

絡会事務局長

日本チェー

ストア協会専務理

事

一般社団法人新

経済連盟事務局

長

特定非営利活動

法人アレ

ルギー

児を支える全国

ネット「アラ

ジョット」専

務理事

栗山真理子君

松田 敏明君

刀襦 俊哉君

河野 康子君

井上 淳君

関 聡司君

参考人

一般社団法人新

経済連盟事務局

長

特定非営利活動

法人アレ

ルギー

児を支える全国

ネット「アラ

ジョット」専

務理事

栗山真理子君

松田 敏明君

一般社団法人新経済連盟事務局長関聡司君及び特

定非営利活動法人アレルギー児を支える全国ネッ

ト「アラジョット」専務理事栗山真理子君に御

出席をいただいております。

この際、参考人の方々に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席をい

ただきまして、誠にありがとうございます。

参考人の皆様方から忌憚のない御意見をお聞か

せいただき、本案の審査の参考にさせていただきます

たいと存じますので、よろしくお願いいたしま

す。

それでは、議事の進め方について申し上げます。

まず、河野参考人、井上参考人、関参考人、栗

山参考人の順序で一人十分以内で御意見をお述

べいただき、その後、各委員の質疑にお答えいた

だきたいと存じます。

御発言をいただく際は、その都度委員長の指名

を受けてからお願いたします。

なお、御発言は着席のままでも結構でございます。

それでは、河野参考人からお願いいたします。

河野参考人。

○参考人(河野康子君) 一般社団法人全国消費者

団体連絡会事務局長の河野康子でございます。食

品表示法案の検討に当たりまして意見を申し上げ

る機会をいただきましたこと、感謝申し上げます。

お手元に簡単なレジュメを用意いたしました。

御参照いただくと幸いです。

さて、今回の表示法案ですけれども、これまで

多くの法律がかかわっていて複雑で分かりにく

かったこともございまして、包括的、一元的な制

度の創設は歓迎したいと思っております。

○委員長(加藤修一君) 食品表示法案を議題と

し、参考人の方から御意見を伺います。

本日は、本案の審査のため、参考人として一般

社団法人全国消費者団体連絡会事務局長河野康子

君、日本チェーンストア協会専務理事井上淳君、

参考人

参考人

参考人

食品表示は、私たち国民、消費者にとりまして、健康で安全な食生活を送るための道しるべでございます。特に、食のグローバル化、加工技術の進歩によるフードチェーンの複雑化、また、生産の現場と消費の現場が遠くなったことなどで食の実情が見えなくなっております。消費者にとりまして、毎日食べる食品の情報は非常に有用で、しかも関心のあるところでございます。

さて、この法律の目的としまして、安全性の確保と自主的、合理的な選択の機会の確保が示されております。

まず、この表示によりまして私たちに確実に知らされるべき情報というのは安全に関するものだというふうに思っております。消費期限とそれから開封後の管理など保存方法はセットで提供されるべきだということに思っております。コールドチェーンの発達など、技術の進歩があつても期限表示は大事でございます。さらに、アレルギーに関しましては、引き起こす食品や原因物質の範囲の特定、ばつと見て分かりやすい図式等でのルール化が必要だということに思います。

また、合理的な選択の機会で申し上げますと、経済性というのは非常に重要です。商品の価格に敏感である私たち消費者は、容器包装の表示にどの程度のコストが掛かるのか、それを誰が負担するのかを示されるべきだということに思っております。品質に差異のない場合の原産地表示、それから、商品となったときに検出不可能な添加物、遺伝子組換えなどの表示は、消費者のニーズや事業者の実態など、実行可能性とコストを考慮すべきだということに思います。

さらに、義務化が進められている栄養表示でございますけれども、非感染性疾患、つまり生活習慣病の予防にもつながるもので、糖分、塩分、脂肪分はできれば商品の表でばつと見て分かる表示を望みます。

また、現在は、事業者が任意で記載しているために単位がばらばらですが、義務化の際は是非統一して、成人が一日に必要なとする栄養成分のう

ち、その食品を食すことで摂取可能な量を分かりやすく示していただきたいというふうに思っております。

次に、二ページ目に参りますけれども、新しい表示制度の基本理念でございます。ここに消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援が書かれてございます。この記述は大いに評価したいと思っております。この国の食の安全というのは、食品安全委員会の健康影響評価と関係各省庁による管理措置の下、生産者、製造者、流通小売業者など関係者の努力で守られていっていると思っております。その上で、私たち消費者は、自主的、合理的に行動することができるように必要な情報を提供される、その指標として食品表示があるということでございます。消費者教育推進法の施行もありまして、特にこの自立の支援ということとは重要だと考えております。

そのために、まず消費者にとつて分かりやすい表示をお願いします。印刷のポイントを大きくする、配色を工夫するなど識字効果を高めることと併せて、限られたスペースを有効に活用して必要な情報を消費者に伝えるためには、図式を活用するとか、QRコード等を使ってIT技術を活用するなど、提供する側と受け取る側双方にとつて分かりやすい、つまりコミュニケーションが成り立つ表示というのが求められていると思ひます。そのためのルール作り、それからそれを読み解く消費者への学習、周知など、消費者教育推進の中で御検討いただければというふうに思ひます。

次に、不適正な表示に対する措置ですけれども、表示で一番大事なことは、重要なことは、食品の中身と表示が相違ないかということでございます。表示基準の遵守、つまり表示への信頼を高めるためには、計画的な検証、監視体制の確立が望まれます。また、適格消費者団体の差止め請求権が書かれてございますけれども、このことに関しましては、食品表示基準違反の立証のための支援が必要だというふうに思ひます。

消費者にはいろいろな暮らしがございます。食についてもいろいろな考え方がございます。表示はあくまでも表示であり、商品選択の際の手掛かりになるものでございます。

改めて申し上げますけれども、表示で一番重要なのは中身と表示が合っているということです。今後検討される個別の要件につきまして、義務化されれば、当然中身と表示されたものが合っていないければ法律違反となります。事業者の皆さんはうそをつかないために努力すると思ひますし、実態と照らし合わせますと、実現できることとそれから難しいことがございまして、当然正しい表示のためにコストが発生すると思ひます。また、悪徳業者の対策としまして取締り強化は当然ですが、真面目な事業者さんにとりまして、一つ間違えれば命取りの事態になることも想像に難くございません。

表示範囲が拡大して実際に表示されることになつても、表示が正しいのかどうかには検査が必要で、検査機関等の作業が追い付かなければ、せっかくの義務表示は絵にかいたもちになつてしまふというふうに思ひます。日本の食品表示が食品の内容を的確に表し、私たちの本当に毎日の暮らしに役に立つよう、今後の基準等の検討をいただければと思ひます。

最後に、表示に関しまして、実は先日日本再興戦略、ジャパン・イーズ・バックで取りまとめられましたいわゆる健康食品の機能性を表示することに関しまして、消費者として大いに不安があり、また混乱が生じるというふうに考えております。健康食品に機能性を表示させるならば、その効果をどう証明し認可するのか、消費者にその効果の程度を的確にお知らせいただき、購入の際に合理的な選択ができるのか、明確で信頼できるデータの裏付けが欲しいと思ひます。その裏付けがないまま機能性表示に移ることは大いに疑問があるところでございまして、是非、慎重な御審議、拙速な導入はやめるべきだというふうに考えております。

私からは以上でございます。ありがとうございます。○委員長(加藤修一君) ありがとうございます。次に、井上参考人をお願いいたします。井上参考人。

○参考人(井上淳君) チェーンストア協会の井上でございます。

チェーンストア協会、スーパー、ホームセンター、専門店など、チェーンストア五十七社から構成をされております。会員各社、お客様への安全、安心の御提供、そしてお客様の望む商品、サービスの御提供に日々努めております。これは商売の最も基本的な部分でして、協会としても会員各社の取組を支援、推し進めているところであります。

今回の食品表示法案、おおむね消費者庁の検討会で様々な議論を重ねた結果を踏まえた内容になつていっていると認識をしております。一元化がなされるということは、複雑な体系がシンプルになりまして、用語も統一されるなど、消費者にとつても、それから小売事業者にとつても、そして行政の担当者にとつても分かりやすくなるものと期待するところであります。

その上で、本日、意見を三つ申し上げます。

第一点目、まず、今後の具体的な表示項目や表示方法が表示基準として内閣府令で定められることになると思ひますけれども、この表示の義務化に対する考え方を。

そもそも、表示というのは商品の内容に関する情報をお客様である消費者に伝えるためのものであります。そこで、正しい情報が消費者に伝わり、消費者がそれに基づいて選択、判断する社会の形成、それはとても望ましいことだと考えています。

ただし、法律による表示の義務化というのはそのための一つの手段であります。法律による義務化という手段を用いるべきかどうかという問いに

対しては、別途、実行可能性、社会的コストという視点を踏まえた判断が必要だと思っております。すなわち、表示に表される情報というのは、生産者から流通、小売を経てお客様に届くというものでありますので、小売が消費者の皆様へ正しい情報を提供するためには、生産者から小売にまで正しい情報が伝わってくるということが前提になります。

このように、サプライチェーンに携わる者みんなが最終ランナーである消費者の方々に情報というバトンを渡すわけですから、世の中の事業者がみんなで行ける義務でなければバトンは正確に渡らず、かえって社会の混乱を招くということになります。また、正確な情報伝達を行うために多大な手間暇とコストを掛けなければならないような規制というのは、活力ある社会を停滞させるということにもなります。

したがって、例えば命や健康に直結し、大きな影響を与えるような情報については法律で義務化して、みんなが確実に、正確にバトンを渡すべきと、こういう判断に傾きますし、そうでないものについては、事業者による自主的取組、あるいは表示以外の自主的な情報伝達、例えばお客様相談の充実、こういったものを促していく方が適当であるという判断に傾くと思えます。このように、義務化に当たっては優先順位を付けるということが求められると思えます。

実際、日本の流通業界、お客様は神様という意識が非常に強うございます。消費者の方々の声におこたえて、事業者の自主的な取組による様々な情報の提供、伝達のための努力や工夫をしています。ですから、消費者が選択、判断する上で必要となる情報の提供を促す手段、これは必ずしも法律による義務化だけではないという理解が大切だと思えます。

ところで、法律で義務化をする場合、消費者への情報提供は事業者の規模の大小という情報提供者側の事情とは関係がないことに留意が必要です。すなわち、消費者からすれば、必要な情

報は供給側の規模にかかわらず必要なものです。

それゆえに、義務化に当たっては、全ての事業者が実行可能であるということが基本となるものでありまして、経営体力あるいは実行力などで劣る小さな事業者に対しては、例えばみんなが活用できるデータベースの整備、あるいは個々の事業者に対する支援措置、こういうものでしっかりとサポートすること、みんなで正しくバトンを渡すことができる体制というものをつくっていくことが大切だと思っております。

また、表示の義務化に当たって優先付けが大事ということ、消費者のライフスタイルやニーズが多様化し、一方で商品の多様化が進んでいるということを考えると、一層求められるところでございます。

すなわち、一方で、核家族化あるいは単身世帯の増加、高齢化などから、商品を小さく小分けしてほしいというニーズも増えております。勢い表示スペースも限られてくるという傾向にあります。また、一方で、お客様のニーズの多様化あるいは技術開発などを背景として、原料の調達あるいは商品開発も様々な進み、商品も多様化してきています。さらに、お年寄りなどにとっては文字を大きくということも重要な要請でございます。

こういう様々なニーズや事情の変化の中で、あれもこれも全ての情報を商品に表示するということは実際上できなくなるとも出てきますし、情報の過多ということがかえって多くの一般消費者にとつて分かりにくい状態というものをつくくり出してしまつては本末転倒です。また、例えば表示スペースを十分に取るために容量を大きくしますと、お客様に無駄な買物をしていたくことにもなりますし、食品ロスを誘発するという社会的な無駄も生んでしまいます。多くの情報を提供すべきという要請、それだけを考えれば、もちろんそれはそのとおりでありますけれども、ほかの課題や消費者から寄せられるほかの要請も併せて判断して、優先順位に基づく義務化を進める必要があると思えます。

このように、消費者への正しい情報を伝達するという目的のために表示義務化という手段を選択するに際しては、実行可能性、社会的コストを踏まえ、多くの消費者のニーズや様々な社会の課題との調和を考慮して優先順位を決めていくことが必要であります。

二番目に、執行体制の一元化であります。これまで三法が統一的、整合的ではなかったというのは、法律自体の問題というのがありますけれども、担当省庁が縦割りになっているということも大きな原因であります。例えば、保健所と農政局で見解が異なる、あるいは農政局の指導に従った保健所から違う指導を受けたと、そういった声が企業から上がっています。

今回、法律の一元化を歓迎する一つの大きな理由は、こういった縦割り行政の弊害が解消される期待からです。そしてまた、執行体制に関しては、担当者の理解や行動の均一化、これも課題です。もちろん行政官といっても人間ですから、厳しい人、優しい人、気の強い人、温和な人、様々な思いがありますけれども、マニュアルの整備あるいは担当官の研修、教育の充実、こういうものを通して執行現場の理解と行動をそろえるということこそ是非お願いしたいと思えます。

三番目に、消費者への普及啓発です。情報が正しく伝達されても、それが正しく理解され、正しい行動に反映されないと、表示制度は充実したけれども世の中は良くならないということになってしまいます。例えば、賞味期限。賞味期限を過ぎたらもう捨てた方がいいというような誤解や、そういう消費者の過度な鮮度志向があると、賞味期限の制度の存在というのが食品廃棄の増大という別の問題を生んでしまいます。また、食育あるいは中長期的な健康管理という実践が伴いませんと、各々の商品の栄養情報というのは意味がないものになってしまいますし、せっかくの原産地情報がかえって風評被害を招いてしまふということにもなりかねません。

で、消費者の情報受得力や判断力を高めることが大切です。消費者一人一人、それは私たちみんなが消費者の一員であるわけですから、努力と研さん、あるいは消費者啓発というものが重要になりますし、行政による分かりやすい広報というものも重要だと思えます。それと同時に、多くの一般消費者の受信力水準というものをベースとした情報発信を心掛けないと、それこそ情報過多で消化不良、あるいは誤解に基づく誤った行動を生んでしまふということにもなります。

情報発信と情報受信というのはキャッチボールのようなものです。ボールがあらぬ方向に行かないよう、両者の相互理解と対話の積み重ねが大切だと思えます。

以上で終わらせていただきます。

○委員長(加藤修一君) ありがとうございます。次に、閣参考人をお願いいたします。閣参考人。

○参考人(関聡司君) 新経済連盟の関でございます。本日は、食品表示法案について説明の機会をいただきました、ありがとうございます。

お手元に資料をお配りしておりますので、それを使つて説明させていただきます。

おめくりいただきまして、二ページ目でございます。

新経済連盟は比較的新しい団体でございますので、概要と、なぜ食品表示にかかわっているかということを簡単に御説明したいと思えます。

二〇一〇年の二月でございますが、昨年の六月に新経済連盟に名称変更をいたしました。新産業というものをターゲットとして、その発展を目指している。それで、国政の健全な運営とか地域社会の健全な発展に資するということを目指しておりますし、それから、新産業自体の経済活動の発展、活性化、それから、それによる国民生活の安定向上というものに寄与することを目的に活動しております。

おめくりいただきまして、三スライド目になります。

食品表示との関係でございますけれども、新産業と言われるものの中には食品に関連する事業もたくさんございまして、特にEコマースを中心に当連盟の会員企業にも多数の会員がございまして、例えば、インターネット通販でありますとかネットスーパーでありますとかカタログ通販等、そういった小売関係の事業者、それから食品製造をしている事業者あるいはインターネットモールをしている事業者、こういったものが含まれております。食品表示基準をこの法案では決めようとしておりますが、小売業者などの販売関連事業者も大きくかわる話でありますので、当連盟としても非常に大きな関心を持っております。

おめくりいただきまして、四スライド目以降、当団体のこの法案に対する懸念点を御説明していきたいと思っております。

まず、全体的に見まして、ネット事業者等の販売の専門家が十分参画しておらず、実態を把握しないまま、新たに不合理な義務が課されるおそれがあるのではないかという基本的な懸念を持っております。

このスライドで表示しておりますのは、平成二十四年八月に消費者庁が検討会の報告書ということで出したものから抜粋したものでございまして、例えば、インターネットは複数回クリックするだけで取引が完了するという特徴を有しているという説明及びその前提に立っているような検討がなされていると。実態は、ここに書いてありますように、いろいろ複雑な段階を経て購入という手続が行われております。そのほかの、カタログ販売についての説明、それから自動販売機についての説明もやや偏った説明がなされ、それに基づいた議論がなされているというふうに考えることができるかと思っております。

結果、その一番下にありますように、インターネットだけ義務化をする必要があるのではないかとというような議論がなされていて、果たして十分

な前提条件が認識されているのかということについては大きな疑問を持っております。

おめくりいただきまして、五スライド目でございます。

ここには、注文あるいは購入時に容器や包装を手にとって確認できない販売方法ということで、幾つか例を挙げさせていただきました。先ほど説明いたしましたネット通販とかカタログ通販、自動販売機以外にも、百貨店の注文カウンターにおきまして商品によつてはその場で手に取ることができないこともございます。あるいは電話注文、テレビ通販というものもござい

ます。こういったものも含めて十分なその販売実態の確認が必要かというふうに考えております。特に、扱う商品の特性などによつては表示困難な情報というのもございます。例えば、下の左にありますように、お節なんというのはいくら購入されておりますが、これはネット通販でありましてもあるいは百貨店でありまして同じなんですけれども、予約時にはまだ材料がどうなるかということも確定していないケースもございまして、その場合には原料原産地が不明確であるということもございまして、その他、実効性とかコストとかそういったことも十分考慮する必要があるのかというふうに考えております。

おめくりいただきまして、六スライド目になります。

法案についての懸念ですけれども、先ほど説明したような状況下で、まず一つは、この法案の中では表示基準を府令で定めようというふうになされております。その中身が必ずしも明確ではございませんので、中身は後で、枠だけ先という仕組みの構成になっておりますので、これにより行き過ぎた裁量行政を助長するおそれがあるのではないかとというふうに懸念を持っております。これは、法律に具体的な表示基準の外延といえますかイメージが記載されていないので、ちよつとどういふものが最終的に表示基準として義務化されるのか分かりますが、少なくとも法案の審議に当

たつては具体例が示される必要があるのではないかとというふうに考えております。

実際のところ、現在では事実上白紙委任の状態ではないかというふうに思われるということでは、府令で定めようということになっておりますので、事業を制約するような新たな義務付けについても、担当省庁である消費者庁の裁量で決めるという可能性が出てくるのかなというふうに思っております。

特に、一番下にありますように、情報公開が十分なまま基準が策定されるということになると非常に大きな問題があるのかと思っております。例えば昨年の十一月に消費者庁から報告書の取りまとめについてパブリックコメントの募集がなされたことがありましたが、それからかなり時間がたつたんですけれども、その結果が公表されていないのではないかとこのように思っております。今年四月には消費者庁の担当課とお話する機会もあつたんですが、その際には作業中という説明を受けたんですが、その後も公表がされていないのではないかとこのように思っております。

おめくりいただきまして、七スライド目でございます。

二番目として、食品の取引実態に及ぼす影響への配慮、これを担保する仕組みが不十分ではないかというふうに懸念を持っております。

法案の中には、小規模事業者への配慮等、理念規定は置かれてはおりますが、幅広い取引実態への配慮を担保するということとこれまでの仕組みができていないのではないかとこのように思います。特に、流通小売業者が大きいこの法案にはかわつてくるところなんです、それを所管する経済産業大臣等の意見をちゃんと反映できるような仕組みが法案上明記されていないことは非常に懸念を持っております。

また、表示基準策定に当たって、販売現場の実態をよく知る者、例えばその販売にかかわる事業者等の専門家が参画するということがやはり制度

上担保されておられませんので、結果として現実と懸け離れた表示基準が策定されてしまうのではないかと、あるいはいろいろなコスト増とかそういったことがあつて、価格への転嫁あるいは食品ロスといった消費者とか環境に及ぼす問題も発生するのではないかとこのように懸念を持っております。

最後のスライド、八ページになります。

今まで御説明した内容を踏まえて、意見といたしましてはこの矢印の下側になりまして、法案の審議に当たっては、あらかじめ表示基準の具体案について十分御説明をいただいた上で、それを審議していただく必要があるのかなというふうに思っております。

二番目としては、表示基準の策定に当たってあらかじめ経産大臣にも協議するということと法案上も明確にすべきだろうし、あるいはほかの省庁もございまして、政令で規定するということが表示基準についてはあるのかなというふうに思っています。

さらには、三点目として、表示基準の内容について販売現場の事情に詳しいインターネット通販の事業者であるとかネットモールの事業者、こういった者が参画した形で検討を行う必要があるのかと、かつそれはオープンな場で十分情報公開をすべきではないかというふうに考えております。

以上でございます。ありがとうございました。

○委員長(加藤修一君) ありがとうございます。次に、栗山参考人をお願いいたします。栗山参

考人。

○参考人(栗山真理子君) NPO法人アレルギー児を支える全国ネット「アラジーポット」の栗山真理子と申します。本日は、食品表示の審議の中でアレルギーに関してお話しする機会をいただきました。誠にありがとうございます。

私は、二人のぜんそく、アトピー性皮膚炎、食物アレルギーの子供を三十数年前に育てた経験か

アレルギーに関する課題には、一、本日の食品表示の中で御検討いただいております適切なアレルギー表示、二、学校、幼稚園、保育園で子供たちが安全に過ごすことができるよう給食を含めた

表示がなかった私の子育て当時、我が家の外食は、小麦で造ったおしやうゆを持っておすし屋さんにいくことが外で取る食事の全てでした。調理

子を選べるようになるために、それぞれのお立場の方が何ができるか、御一緒に考えて、それぞれができることを、するべきことをしていく決心を

くれという御趣旨なんでしょうか。

○参考人(関聡司君)　ありがとうございます。

そのとおりでございます、販売現場の専門家

等の意見を踏まえないと、やはりおかしい基準になつてしまふのではないかと、このように強く懸念を抱いております。

例えば、ちよつと手元に昨年の七月二十日の第十一回食品表示一元化検討会の議事メモがあるんですが、その中をざあつと見ていきますと、消費者庁側の説明として、例えば、インターネット通販だと思ふんですけれども、容器包装であれば提供される情報というものが、インターネットの場合には必ずしも提供されないというような説明がされています。

これは実態としては全然違ひまして、やはりインターネットの場合におきまして、容器包装に書いてあるような情報でそれが表示されているケースというのはありますので、必ずしもこういうふうな決め付けた上でその基準を考へていくというのとはちよつと方向が違つてしまふのではないかと、このように考へております。

○金子洋一君 ありがとうございます。

これ確認になるんですけど、これまでそのインターネット通販業者やモールの事業者というのは十分に議論の中に入つてきていなかったという御認識でしょうか。

○参考人(関聡司君) 検討会等の議論をする立場としては、参加をしていないという認識でおります。

○金子洋一君 ありがとうございます。

続きまして、日本チェーンストア協会の井上事務理事にお尋ねをいたします。

法律による義務化というところで、命や健康については正確にきちんと表示をする、そうでないものについては自主的にやつてはどうかというふうにおつちやつていました、その場合、具体的に言うとうどういう表示になるのか、そういうイメージを教へていただきたいのと、それと併せて、流通業者として、現場の作業というか現場の努力として、どういう点に義務化が行われた後は御注意をなさるといふことになるんでしょうか。

その二点、教へてください。

○参考人(井上淳君) まず、一番目の具体的なところというのは、これまた今後、その専門家の方を集めて議論がされるということになると思ひます。

今直ちにこれこれということではないんですけれども、当然食品の中には、食品の情報の中には、それを間違つて情報を得て、それで食したのがゆゑに健康を害してしまう、あるいは命にも直結すると、こういうものですね。こういうものについてはきちんと、やはり任意ということではなく法律できちんと義務付けてお客様に正しい情報を提供していきましようということになりますし、そうではなくて、情報を得て選択をしていく上で、そういう情報があつた方が選択の幅が広がっていくよねと、こういうものであれば、これはもちろん、それだけ取り出せば、情報があつた方がいいというのとはそのとおりなんですけれども、他の、要するに社会的なコストでありますとか、あるいはそれにまつてまた別の問題も生じてしまうとか、そういうものを判断して、これはむしろ自主的な行動を促していく、政府なり国はそれをサポートしていくということが望ましいのではないかと、このように思ひます。

それから、小売業者でありますけれども、これは当然お客様に対して様々な情報の提供をきちんとやつていくということ、これを日々、そのメーカーさん、あるいは卸さんと協力しながら進めていきます。そういう中で、法律に定められた表示の適正化というのは、これはもう万全を期してやつていくわけでありまして、今までの法律、これは各々、三つ、法律で分かれていましたけれども、その下でも同じです、それから、今回食品表示法に一元化されても同じでございますけれども、仕入れの段階での確認はもちろんでありますけれども、そこから先、例えば表示の書いてある根拠についてメーカーさんに問合せをする、あるいは、特に腐つてはいないかと、そういう先ほど

の命にもかかわつてくるような話ですけれども、こういうリスクが高いものについては自社で追加的に検査をしていく、あるいは取引を始める際に、そのメーカーさんの工場にまで行つて、これがちゃんと管理されているかどうかというものが確認していくと。それから、もちろん、今は店内で加工するというものもありますので、そうした場合には、当然加工においてきちんと衛生管理をするということも当然ですけれども、そこに加えて、当然表示についても専門の方々、知識を持った方々がラベリングをちゃんとするというような体制を取つて、これは新しい法律であらうと、それは今までの法律でも同じことでありますけれども、万全を期しているところでござい

○金子洋一君 そのお話を聞いておりますと、やはり中小事業者では結構その負担が大きくなるといふ理解でよろしいんでしょうか。

○参考人(井上淳君) やはりそうだと思います。

そこで、先ほど私が申し上げたのは、やはり消費者の方にとつてみると、供給側の事情は関係がないわけですね。やつぱり必要な情報はきちんと入つてこなきゃいけないということですから、先ほどの説明の繰り返しですけれども、みんなでパトンをちゃんと渡せる体制をつくっていくということがやつぱり大事です、先ほどのものももちろん、命にかかわるようなもの、これは是非ともそういう体制をつくつて進めていくということになりますし、そうでないようなものではできるところから、できる企業からやつていって、そこでまた、そういうノウハウをまた中小企業の方々もそこで学んでというようなことで、任意の取組の前進を進めていくということが望ましいのではないかと、このように思ひます。

○金子洋一君 ありがとうございます。

それでは、全国消団連の河野事務局長にお尋ねをします。

この表示の問題については、消費者の間で、いろんな物すごく細かく全部書けという方から、分

かりにくいから大事なところは大きく書いてほかのは小さく書けと、いろんな意見があると思ふんですが、それだけに消費者からいろんな意見を吸い上げるというのは重要になってくるだろうと思ふんですが、そういう消費者団体からの意見というのが今回の法案の策定において十分取り上げられてきたとお考えでしょうか。

そしてまた、法律の中に、消費者委員会意見を聴くという文言がありますけれども、それだけでいいとお考えでしょうか。また、ほかにこういうこともやつてほしいというようなことはおありになるでしょうか。

○参考人(河野康子君) 今お尋ねにいただいたとおり、消費者団体、私は消費者団体におりますけれども、消費者団体の中にも様々な意見、主張がございまして。さらに、消費者団体に入っていない国民ですね、いわゆる消費者の様々な御意見がございまして。ですから、消費者団体はある程度、今回の法案の成立過程も了解しておりますし、ここで何が議論をされているかというのは分かつておりますので、それは意見表明がしやすい立場にあると思ひます。私が一番考へなければいけないかなと思つているのは、消費者団体に属さない皆さんの国民の方が実際は何を望んで、どういうふうな食品表示が日々の暮らしの中で生きてくると、そこにとつたらたどり着けるかということ、それが、私自身の、非常に、消費者団体にいる私自身の問題意識でござい

ですから、そのためにどんなふうな、何というんでしようか、限られたスペースにどうやつて情報を載せて、それが受け取つた側にとつて分かりやすく、ああ、表示があつて本当によかつたねと言へるようなものになるのか。そのことに対しては、そうですね、この後、法律ができてから検討期間もございまして、消費者団体というよりは国民にとつてという視点で是非検討していければというふうな思つております。

私自身は、先ほど申し上げましたように安全にかかわること、それからそのほか様々求めること

に關していいと、実行の可能性、それから正確さの担保、それからさらに社会的コストのことを考えて、どういうところに落ち着けばいいのかというところは是非御協議いただきたいというふうに思っております。

○金子洋一君 時間が余りないので駆け足になってしましますが、最後にアラジポットの栗山事務理事にお尋ねをいたします。

つい先ごろ、アレルギーの方が給食を間違えて食べてしまったために亡くなつてしまったという大変痛ましい事件がありましたけれども、それについてコメントがありましたら是非お願いします。

○参考人(栗山眞理子君) そのことに関して、とても難しいことで、とにかくにも悲しいことでした。私たちはそういうことがないようにこの十年間活動してきたつもりでした。エビペンも保険適用をしていただき、ほつとしていたところこのようなことが起きて、とても残念に思っております。

まだ今調査をして下さっている最中なので、何というんでしょうね、早急な答えは出ないと思いますが、まずは何よりも、食べ物で人が亡くなるということに対しての、本当の意味でそれを理解して下さっている方々がやはりどうしても少ない。で、それを現場の先生方に理解していただくために、また対応していただくための制度というか、それをサポートする体制をつくってほしいなと思つたことでした。

なかなかエビペンといつても、現場の先生に打つことを、何というんでしょうね、知つていただくことに今とても大きな時間が掛かつておりますが、それを乗り越えて、なおかつ社会全体が、食べ物で人が亡くなる、そのことに我々大人が何ができるかということとそれを真剣に考えていただけたらなと思つています。本当にこのようないことが二度とないように、私どももできることは努めていきたいと思つています。

でも、本当にこういう患者の立場の人間たちに

とつてはとても手の及ばないことが多々ありますので、是非いろいろな立場、特に教育委員会などや専門医の先生方と御一緒に良い環境をつくつていつていただきたいと思つています。その中で私たちが役割を果たしたいと思つております。

○金子洋一君 ありがとうございます。

食べてしまわないことが一番、混入してこないことが一番いいんではないかと思つてはいても、お話を伺つていみると、済みません、無知で申し訳ないんですが、食べてしまった後でも速やかに何らかの手当てをすれば助かつたというか、被害を最小限に収めることができたという理解でよろしいわけでしょうか。

○参考人(栗山眞理子君) 今度の事例に絞つては申し上げられませんが、やはり食べてしまった後の対応というのもとても大事で、文部科学省が監修して下さつて作つた二〇〇八年に出ました学校でのガイドライン、それから厚労省が作つた保育園でのガイドライン、それを是非皆さん、それにかかわる方たちが十分に御理解をいただいて、一人一人のお子様にどういう対応をしたらいいのかを是非学校の中で話し合つていただきたいと思つております。

○金子洋一君 どうもありがとうございます。

○渡辺猛之君 自由民主党の渡辺猛之でございます。

今日は、四人の参考人の皆様方、大変お忙しい中お出かけをいただき、貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございます。

私も早速質問に入らせていただきますけれども、まず、河野参考人にお尋ねをしたいと思つております。

今回の食品表示法の議論の一つ、ポイントの一つが、どのくらいの細かな情報をどの程度の親切さというか丁寧さで消費者に伝えていくか、これがポイントの一つになってくると思つて、これから府令で決めていくにしても、そういう意味では、消団連としては、できれば細かければ細かい方がいいし、できれば丁寧であればあるほどいい

というスタンスでよろしいんでしょうか。ちよつとそこを確認をさせていただきたいと思つてます。

○参考人(河野康子君) 細かければ細かいという御指摘なんですけれども、このところ組上に上がつております原料原産地表示、それから添加物の物質名表示、それから遺伝子組換え等でございます。

すよね。確かに、何というんでしょう、信頼できる情報が確実に私たちに分かりやすい形で伝わるという前提であれば、やはり情報はいただけるにこしたことはないのかなというふうに思っております。

ただ、例えば、添加物の化学物質名が書かれていた、私の今晚の夕飯に、それを見たときに判断できるでしょうか。私たちが消費者の方に受容できる素養といましようか、それがやはり必要ではないかというふうに思っております。先ほども申し上げましたように、ですから、いただける情報はとて有り難いんですけれども、それを読み解く消費者にとつての学習の場ですとか周知の場ですとか、それをやはり同時に用意していただければなというふうに考えております。

○渡辺猛之君 ありがとうございます。

もう一点お尋ねをさせていただきたいんですけれども、先ほど金子委員の質問に対する御答弁の中で、消費者たる国民が何を望むかと、ここが最終的に重要になつてくるというお答えがありました。

国民の皆さん方の考え方について本当に幅広いと思ふんですよね。もう全ての情報が欲しいという人から、まあ原産地表示ぐらいはちよつと知りたければいい、あとの細かいのはいいよと。先ほどの事例でも出てきましたけれども、袋のパッケージに思いつ切り脂肪の含有量が書いてあると、私なんかは、食べたいけれどもやめた方がいいのかな、でも食べたいなと、心苦しくなりながらも多分食べてしまふと思ふんですよ。

そういう意味でも、やつぱり国民が何を望んでいるかの落としどころを探すときに、バランスを取つて両極端から大体真ん中ぐらいでとめておけばいいかという決め方をしていくべきなのか、

それとも、やつぱり本当に興味のある方、心配されておられる方、ここを重点に、多少軸足をこちらにずらして決定をしていくべきなのか、その辺の決定の方法ってどんなバランスの取り方があるかと河野参考人お考えでしょうか。

○参考人(河野康子君) 両側から歩み寄るというのは、私としてはやはりちよつと違うかなというふうに思っております。できれば事業者の方、それから、先ほどからサプライチェーン、フードチェーンという言葉がたくさん出ていますけれども、本当に世界各地から集まつてくる食品の原材料ですすよね、そこにかかわる方全てがやはり前向きに努力していただきたいというふうに思っております。

小売の方ももちろんですし、インターネットの販売の方もそうです。外食の方も、それからコンビニで売られているお総菜も、全てやはり前向き、前に向いて一歩出る、その姿勢で表示については考えていただきたいと思つています。

ただ、よりきちんとした表示に向かうためにしつかりと考えていただきたいのが、やはりその数字が信用できるのか、それから、当然のことながら検証が必要ですよ。書いてただけで終わつてしまふというのは消費者にとつてみると一番残念な形ですから、中身がしつかり合つていのかどうか、それから、本当に社会的コストがどのくらい掛かつて、生産者の方、事業者の方も含めて、私たちが本当に日本の食に安心して手を出せるかどうかという、そういう意味でいうと、両側から歩み寄るというよりは前に向かつてみんなで進んでいただくという、そういう考え方でござい

ます。

○渡辺猛之君 ありがとうございます。

これ法律が成立をいたしましたも、多分、消団連の皆様方の果たしていただくべき役割というのは大きいと思つてますので、また適切な御助言をお願いしたいと思います。

続きまして、河野参考人にお尋ねをしたいんですけれども、先ほどの御説明を聞いておまして、今回のこの議論の過程で、インターネットに精通

をされた方が議論の過程に入っていないということと御指摘をされました。それは一面正しいのかもしれませんが。そこは認識をしたんですけれども、実際の法案ができてきて、これから前に向かって進んでいくという段階で、本当にじゃその関係者が入っていないことによって具体的に想定される懸念、こんなことが心配で、具体的な事例として考えられ得るものがありましたらちよつとお聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(関野司君) 例えは、いろんなケースあると思うんですけれども、食材の変更等あるような食品も多々ございまして、例えば季節的に変わつていくとか、いろんな仕入先で変わるとか、そういったものは製造業者の方は承知していると思うんですけれども、流通の過程で、その販売業者まで来る過程で、現状、それをその販売業者が、何というんですかね、自動的になる仕組みはないということがございまして、例えばロットごとに変つたり、ロットが同じであつても多少変わる可能性もあるんですけれども、その販売業者が知らないうちに、実は、例えばアレルギーが入つていないと思つていたんだけど実は入るように入つてしまつていたり、今の社会の仕組みとして備わつていなかったりしますので、仮にそういったものがあれば、それを踏まえた制度、表示義務付けも含めての表示制度にすべきだと思ひますので、それはそういった状況がよく分かつている事業者が参加すべきだと、そういう説明でございまして。

○渡辺猛之君 ありがとうございます。私も余り詳しい方じゃないので、単純に思うと、商品見れば裏側に張つてあるわけですね、ラベルとして。そのラベルをネット上のホームページで書き換えていただければいいので、そんなに難しいことなのかというのを、もう本当、素人並みに思つたわけですが、そこら辺のところでも、やっぱり掛かるコストというのはある程度のコストが、もしそういう、商品によって季節によって変更していかうと思つと、やっぱり

コスト的にある程度見ておかなければいけないということになるんじゃないか。

○参考人(関野司君) 販売者側でそれに対応するためには、やはりそれなりの体制とかあるいは情報収集の仕組みをつくるのか、そういったことが必要になりますので、どうしてもコストに跳ね返つてくる部分はあるのかなというふうに思ひます。

単純にそのパッケージに表示されている情報をウェブ等に表示すればいいというようなものではないということとは御認識いただきたいなと思ひます。

○渡辺猛之君 はい、分かりました。ありがとうございます。それでは、続きまして栗山参考人にお尋ねをしたいと思ひますけれども、本当にアレルギーを持つておられる方、あるいはアレルギーのお子さんを持つたれている親御さんにとっては、非常に心配な点だということをお聞かせ願ひます。

例えは、そばであるとか卵であるとか、もうアレルギーの人がいるよという、有名になつてきた食品の場合はだんだん表示も充実してきたと思ひますが、それでも、この特別委員会の議論を聞いていても本当にアレルギーも千差万別で、まさかそんなものがないというアレルギー反応を示される方もあるというふうにお聞かせ願ひました。

ただ、そのまさかそんなものにもまですという食品を、卵とかそばとかいういわゆる有名なアレルギーの対象となるものと同時に表示をしていくというのは相当なやつぱり量になつちゃうと思ひます。例えは、有名な卵、そば、あるいは小麦粉みたいな今表示されているようなそういうものをするんでおりの表示をしてパッケージに表示をされるんですけども、それ以外のものは、アレルギーというところで例えはホームページに掲載してありますというふうな表示の仕方でも納得できるものなのかどうか、その点についてまずお尋ねをしたいと思います。

○参考人(栗山真理子君) ありがとうございます。

今、表示、義務表示七品目、それから推奨表示、両方で二十五品目、それもいわゆる研究ベースでちゃんと調査、研究ベースあるいは消費者庁さんかもしれないんですが、データを収集しての結果選ばれたものなんですか。

例えは、メーンの卵、乳、小麦ですが、三十年前は、実は子供たちにとつての順位は卵、乳、大豆でした。ですから、時代とともに変わつていきますし、それから、多分食生活によつても変わつていくんだと思ひます。私どものころは、イクラというのはアレルギーを起こすものとして認識されていまして、もちろん、ないわけではなくて、今、それが今は、イクラ、おすし屋さんが簡便に食べられるようになったというふうな社会的な事情も含めてそういうふうに変つていくんだと思ひます。

増やすことばかりがいいとは限りませんが、今の二十五品目で九四％をカバーしていただいている。ただ、何がほかに入つていくかは、そのほかの手段で知る手段を備えていただくことは大変な難しいことです。お願いできれば是非ということになります。

○渡辺猛之君 ありがとうございます。

もう一点、栗山参考人にお尋ねをしたんですが、けれども、お尋ねというよりも、もし御助言があればということをお聞かせいただきたんですが、先ほど学校給食のアレルギーの痛ましい事件の話が出ました。学校というのを考えると、学校には栄養教諭の先生がいらつしやいますし、またあるいは養護教諭の先生もいらつしやいます。この学校現場における栄養教諭の先生、養護教諭の先生の活用あるいは連携というのに対して何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(栗山真理子君) ありがとうございます。

実は、私たちは養護教諭の先生方のお力を是非お借りしたいと思つています。栄養教諭の先生や

それから養護教諭の先生方にはいろいろお話をする機会、研修会などでお話をする機会をいただいているのですが、やっぱり関心のあるないうのはとても大きいので、残念ながら、それで、また、養護の先生が必ずしもエビペンを打つとかあるいは病気にについて御存じの方ばかりではないということ、何か、そうですね、とても残念で怖い思いをしております。できれば注射を打つて当たり前ぐらいの知識を持つたいうわけ、そうですね、そういうできればアメリカなどのようにスクールナースのような存在であつていただけたらなというふうには願つております。

○渡辺猛之君 貴重な御意見をありがとうございます。今後の参考にさせていただきます。

○山本博司君 公明党の山本博司でございます。

本日は、四人の参考人の皆様の大変貴重な御意見をいただきまして、本当にありがとうございます。

今回、この食品表示法案という形で大きく一元化の形で前進が図られたと思ひます。その中で、やはりこの二年間の中でまだ具体的に検討しなくてはならない課題がたくさん残されております。その中で内容に關しまして河野参考人にお聞きをしたいと思ひますけれども。

ちようど消費連の連絡会の意見という形でこの今回の中には入つておりませんが、今後の検討課題ということで、加工食品における原材料の原産地表示の義務化に關して、しつかりこれを分かつていくものにしていきなさいというふうな御意見がございまして。こういう御意見とか、遺伝子の組換え食品に關しまして義務化の拡大とか、食品添加物の表示の在り方についても御意見を出されていくように、今回、今後二年間掛けて検討してい

く中でどういう点を踏まえながら進めていただきたという、その辺りをお話しいただければと思います。

○参考人(河野康子君) ありがとうございます。

確かに、原料原産地表示に関しまして、加工食品がどんどん増えてくるに従いまして、どこで作られたんだろというふうな疑問が湧いてくるわけでございます。

基本的には、現在の法律にも書いてくださっていますように、徐々に拡大の方向で進めていただければというふうに思っております。原料原産地表示を徐々に進めるためには、表示のこれまでの検討会議で多くの時間を割いて検討して下さっていますし、多様な立場のメンバーの方が入られて拡大していく方向でというふうには決められたと思います。

それで、ただ、原料原産地表示に関しましていうと、食品個別に基準が決められているものも、品目もございまして、それから、一くくりにして原料原産地を全ての食品に拡大しようというても、品目によつてかなりスピード感というのは違つてくると思います。急速に進めますと偽装表示等も引き起こすことになりかねませんし、故意でなくとも、容器包装に記載する場合はそういう不都合が起る可能性もございまして。特に原料に関しまして、天候ですとか自然条件にかなり左右されますので、そういったこともやはり勘案しなければいけないというふうに思っております。

それで、私のところで考えますと、原料原産地表示というか、原産地の商品名称に関しまして是非今後検討していただきたいことがございまして、それは、商品の名称が買う人を誤認させるようなものがあるということでございます。例えば、何とかそばとか何となくそばですね、卑近なところで申しますと、生産状況を調査して、是非、要件を決めて、消費者が誤認しないような表示方法とその辺りで検討していただければというふうに思っております。

よく言われる、例えば名前を出しますが、信州

そばというのは、作り方なのか、それとも製造工場がある場所なのか、原料に例えば信州という地名に由来するものが使用されているかどうか。非常に消費者にとつて、何とこのか混乱しますし、整理が必要だと思えます。

また、もう一つ例えて申し上げますけれども、抹茶何とかとか和風何とかとか、そういう名称の商品もございまして。それは、消費者は短絡的に、和風とかいうと頭の中にはもう当然国産というふうに通結しますが、実際後ろを見てもと大分違つていまして。ですから、抹茶ですとかユズですとか梅ですとか、そういったものが名称に入っている場合、どうしても国産ではないかと想像してしまいます。

例えば丹波の黒豆、お正月使いますけれども、それも中国産の丹波の黒豆はたくさんあります。それは表記されているんですね。なぜかという、丹波の黒豆というのは黒大豆の品種名なんです。ですから、品種は使つていいということ。今の現状というのは消費者が非常に混乱するといふような状況でございます。

ですから、その辺りの整理を是非今後していただきたいというのと、そうすね、あともう一つお願いできるとすると、添加物といましようか、それに関しましては、ゼロとかオフとかレスとか無添加ですとか自然、天然、その辺りもやはり消費者は非常に混乱する表示になっております。それぞれに基準はあるというふうには何つておりますけれども、やはり私たちの理解度からしますとなかなか大変な状況ですので、その辺りも是非検討をお願いしたいというふうに思っております。

○山本博司君 ありがとうございます。

それでは、井上参考人に、今度は小売業者を含めた、チェーンストアも含めた立場として、今の原料原産地の検討に際して懸念される部分というのは当然あると思います。どういふふうに認識をされて、今後二年間の中でどういふ方向でより具

体的に進められるかという点と、あともう一つは、やはりこれは法律がもう制定されましたので、具体的にこれからこうした表示等に関しても自主的なガイドラインといえますか、今も進めていらつしやると思うんですけれども、大きな大手のスーパーの場合と二、三店舗の小売業者の場合と様々な違いがあると思いますから、そういう中で、そういう対応の差をどうやりながらガイドラインを含めて進めていかれるのか、この二点、お願いをしたいと思えます。

○参考人(井上淳君) 原料原産地については、素朴なやつぱり感情として、どこから出てきているのかなという、どこから来ているのかなという、そういうニーズがあるというところは、それは自然な感情なんだろうなと思います。だから、そういう声におこたえて自主的に取組を進めているというところは、まず御理解をいただきたいと思っております。

その上で、御質問の法律で義務化をするという場合ですけれども、実際問題、海外からの調達ということも当然あります。そうした場合に、海外のものというは必ずしも原料原産地というのが義務付けられていないということなので、情報が取れないということもございまして、それから、特に加工食品で、そのリスクの分散あるいは安定的な供給、調達というようなことから、いろんな産地から物を集めてくるという実態でございまして、それを頻繁に変更するということがございまして、そうなつてくると、実際、正確にそれを管理して、それをその正確な情報ということには限界があるというところだと思えます。そういう限界をある意味無視して義務化をしても、かえつて正確でない情報が流れるということになつてしまします。これは混乱を招くと思つています。

ですから、もちろんその加工度がどうかというようなこととか、あるいはいろんな、要するに、加工度が高いものというのは原料原産地と余り関係がなくなつてくるわけですから、加工度が割と

低いようなものを中心に、あるいはいろんなものが混ざつている場合にはその中で主なものについて原料原産地を書くとか、そういうような工夫をしながら、消費者のニーズ、関心、それから社会的コスト、それから実行可能性、こういったものを基にして前進をしていくということが望ましいというふうに思いますし、それからもう一つは、やはりこれは消費者の方々、我々も含めて消費者でございまして、その原料原産地の持つ意味、これが正しい理解をされない、かえつて風評被害と。どこかの産地だともう危ないんじゃないかと。三・一の後そういうことが起こつたわけでありまして、その原料原産地の持つイメージがうまく伝わらずに、かえつてその地域の方々に対してマイナスになつてしまつたという風評被害ですね。こういうことがないといううか、あるいは消費者一人一人の理解の増進といううんでしようか、そこが併せて必要なことだと思っております。

それから、自主的なところについては、これはいろいろやり方があると思えます。やはりもちろんチェーンストア協会としても、例えば原料原産地についてできるだけこういうふうにしなさいと、それは商品に書く場合もありますし、あるいは、特に対面でこうやつている場合には、表示というよりは例えばPOPですね、こういったところに書いた方がむしろお客さんから見やすいとか、そういうのもございまして。別に、商品の表示というよりは、むしろお客様との対話というのがきちんとできていく。そういう観点からガイドラインを協会としても定めておりますけれども、もちろんやつぱり行政としてもそういうガイドラインの作成というのは大事だと思つていますし、それから、一番やつぱり大事なところは、そういう自主的な取組のときに一番考えておくところか、意外にここが我々認識が足りないところがあるんですけれども、やつぱり日本の消費者のパワーというのはすごいんですよ

ね。ですから、消費者の方々が、さつきお客様は神様と申しましたけれども、やっぱり神様がこんな商品は買わないということになれば、そこで市場から排除されていきます。

ですから、ガイドラインというようなものというものが程度作られてくれば、当然それにみんな一生懸命フォローをします。そうじゃなければ、お客様から、必要な情報が書いていないと、こういうような情報というのは、買わないと、なくなつてくると、当然そこは市場から抜け落ちていくと、こういうことでありますし、それから一方で、先ほど中小企業への配慮といったときに、やはり個々の事業者への支援というのがあるでしょうし、それから、データベースの整備みたいな形で、みんな使えるような情報の供給先というんですかね、プールというんですかね、そういうようなデータベースというものの整備というのも併せて大事なことで思っています。

○山本博司君 こうした食品表示という形が具体になる中で、やはり消費者の方々、賢い形での、そういう消費者の方々が増える中で、差別化をする中で事業者がきつとそういう形で発信をするということが、やはりそういう意味でいったら、よりお互いがレベルアップしていきながら、安全とそうした部分の活用になると思うんですね。そういう意味では、是非とも進めていただければと思う次第でございます。

それで、じゃ、栗山参考人に、アレルギーに關しまして、今回、アレルゲンが明記されて、我々公明党もアレルギーの疾患対策の基本法を自民党と出させていただきました。

今お話聞く中で、やはり様々こうしたアレルギー対策というのは、教育の分野から、またそうしたほかの行政も含めて大変多くにまたがっているんではないかと思えます。そういう意味で、先ほどの教育体制の部分ではまだ不備の部分があると思いますけれども、行政全体に対して今どういうふうな、更にどういうふうに進めていったらいいのか、またこういう全体的なアレルギー

のそういう基本的なものの必要性みたいなものについてお聞きしたいと思えます。

○参考人 栗山真理子君 何か大きな御質問で、ちよつと答えられるかどうか。

行政全体が、縦割りという言葉は申し訳ないのですが、それぞれのところで、何か、命を守るために、我々大人がちよつと瘦せたいと思つて食事制限することさえままならない中で、みんなが食べているものを食べられずにいる、そうやって頑張っている子供たちをそれぞれの立場の方がそれぞれに応援していただきたい。それを、一元化というふうにはいかないのだけれど、それぞれ

の省庁もそれぞれのお立場の方も寄り集まつて考えていただきたいなというふうに思っています。

アレルギー基本法は大変有り難い考え方だと思つております。ただ、反面、何かアレルギーだけに基本法を作つていただいていたのかと思う部分もなくなっているのですが、やはり今回、命を落とされたお子様、そのそばにいらした多くの方々もとてもつらい思いをしていらしたと思ういます。そういうことが二度と繰り返さないように、基本法を始め法律とか、守つていただくものを是非作つていただけたらなと思つております。

○山本博司君 ありがとうございます。

以上でございます。

○山田太郎君 みんなの党の山田太郎です。よろしくお願ひします。

今日は本当に様々な参考人の方々、貴重な意見、ありがとうございます。

まず、ちよつとお手元に参考人の方々に資料を配らせていただいているんですけども、先ほど井上さんの方からまさに消費者庁の執行体制というところについてお話がありました。

私の方も、実は前回のこの委員会の中で、確かに消費者庁の執行体制、問題あるなど。少し調べてみましたら、やっぱり消費者庁、できたばかりというのもありまして、各省庁からどうしても寄せ集めの構造というんですかね、いろんなところ

から出てきていると。縦割り行政というのもあるんですが、消費者庁の中も少し縦割りになっているのか。一方で、各部署も、例えば食品表示課長であれば、もしかしら農水省がずつとやつていくような形で、横割りというのか、そういった縦と横がもうちよつと消費者庁も改善されていかなければ多分なかなか難しいだろうと、こんな実は質疑をしております。

そんな中で出まされたのが、実は私の方からも提案したんですけれども、皆様の方にできれば消費者庁の中に入つてきていただきたいなど、出向していただいて、少し面でもって消費者の側から、生産者の側から現場が多分入つていかないと、残念ながらこの体制、体質というのは変わつていかないと実は思つております。

そういう意味でちよつと各参考人にお伺ひしていきますが、そのことをちよつと踏まえた上で、井上さんにまずお答えという御質問させていただきます。コストの負担と責任というんですかね、これは一体誰が取るべきなのかという問題。

先ほどバトンを渡すということをおつしやられました。河野参考人の消団連の側から見れば、当然生産者だつたり売の側だということになりますし、生産者側からいけば、やもすれば、これも表示しなきゃいけないのか、あれも表示しなきゃいけないのか、なかなかいわゆる表示の分析又はコスト又はその責任と負担というのは難しい問題があります。多分これを解決しないと、幾ら消費者庁にこの後の法律の中身をまとめさせたとしても、前に多分進まないのかと思うんですね。

そんな中で、ちよつど生産者と消費者の真ん中に挟まれていますチェーンストアさんというんですかね、是非、井上さんの側から見た場合に、確かにバトンを渡すということではあるんですが、この辺の表示と分析のコスト負担又は責任、その辺のバランスというのか、どうあるべきなのかという率直な意見。

私自身は、実はある程度マーケットメカニズムに乗つていくようにしないと、なかなか規制や思いだけでは中身が伴つていかないかとは思いますが、ちよつど真ん中にいる、どちらかというと、もしかしら生産者側に近い中で真ん中という位置付けかもしれませんが、まず御意見いただきたいと思ひます。

○参考人(井上淳君) なかなか難しい御質問なんですけれども、今、川上インフレ、川下デフレなわけですね。いろいろなコストが掛かつていますけれども、最終のマーケットのところが、お客様の価格に対する目は非常に厳しくなつています。ですから、理想、理想というのか、マーケットメカニズム等を別にして勝手な思いを言えば、それはコストが積み上がつて、そしてそこに一定の利潤が乗つて、それでお客様にお渡しするということであれば一番よろしいと思ひますけれども、そういうメカニズムにはなつていない。結局、お客様に買つていただける値段でしか売れないということでありまして。そこから逆に、メーカー、あるいはその真ん中にいる小売、あるいはその間にいる卸、みんなが努力してそのコストを吸収するというところにならざるを得ないということだと思ひます。

だから、そういう実態というものを踏まえて、やはり社会的なコスト、社会的コストといったときは更に監視コストとかいろいろあるわけですが、そこを横に置いて、事業者なりに掛かつてくるコストというものがバランスを、ある程度のバランスを持つてこう見ないと、コスト高になつて、しかもそれが吸収できなくて、そうすると特に体力のないところは倒産をしていつてしまつていくようなことになつてくると思つています。

○山田太郎君 もう一つ、先ほど御質問しました、例えば消費者庁に、ちよつどチェーンストアさん真ん中にいらつしやいますので、もし人を出していただければお考えとか準備があるかどうか、その辺も少しお伺ひさせていただきます。

○参考人(井上淳君) チェーンストア協会にその余裕はございませんが、ただ、一般的な話として、消費者庁に限らず、私は官民の交流というのはいいことだと思っています。

具体的に、チェーンストア協会というよりは会員の企業さんというようなことになるのかも少しはまされなくても、消費者庁に入るかどうかは別として、今いろんな制度で官民の交流というの役所側の方でも進んでいるというふうに承知もしておりますので、そういう、何というんですか、役所の外の目というものが役所に入っていくということ自身、あるいは逆に役所のノウハウというのがプライベートセクターに出ていくと、私は、もちろんそこでもいろんなデメリットというのがあるのかもしれないけれども、デメリット以上にメリットがあるんだと思います。

それからもう一つ、必ずしも消費者庁に行政官として入らずとも、先ほど議論がありますけれども、いろいろな例えば委員会の場とか、あるいは、タウンミーティングという場がいろいろあるのかどうか分かんないけれども、行政に国民が参加する手法というのはいろいろあると思いますので、必ずしも行政のプレーヤーとして役所に入っていくというだけだか道ではないんじゃないかというふうに思います。

○山田太郎君 ありがとうございます。

次に、消団連の河野さんの方にお伺いしたいと思います。

今の関連なんですけれども、今度は逆に、生産者や卸に任せておくだけではなくて、消費者側から何ができるかということは今回大切なことがあると思っています。多分、今の議論を踏まえた上で、何というんですかね、これも必要だ、あれも必要だというふうに多分求めているも、どこかで取りまとめをしないと、結局は議論ばかりして今回の表示法の中身が詰まっていけない、こういうふうになると思うんですね。そういう意味では、消費者をまとめる立場としては非常に重要だと思います。

そういう意味での消費者側からの運用ルール作りというんですかね、それをどういうふうに考えていけばいいのか。最終的には確かに生産者なり卸の方が表示していくことになるんですけれども、そればかりには多分任せてはられないというふうに思うんですが、その辺り是非参考人の御意見をいただければと思います。

○参考人(河野康子君) 今の御質問ですけれども、確かに私たち、表示で食品の中身を示している側にしてもそれなりに、義務とまでは申しませんが、責任が生じてくると思います。まず、今の食の成り立ちですね、そのことを余りにも私たち消費者は知らな過ぎるというしましうか、非常に複雑になっている。もう世界中から様々な原料が調達され、そしてそれがいろいろなところを経由して日本に入ってきて、製品になって私たちの食卓に届く。その辺り、食の成り立ちとて私たちが一点だと思っています。

食品ロスの問題、日本に住んでいますと、ついこの今の現状にこれが普通だというふうな感覚でおりますけれども、世界に目を転じれば、本当に食料がなくて大変な状況というのが多々ありますし、それで、日本でお米を作っている量と同じぐらいの量を廃棄しているという現状もございまして、その辺りに対しても私たち消費者はきちんと知るべきだというふうに思います。

そういう食の現状ですとか、調達の現状ですとか、世界の食料事情ですとか、そういった背景をやはり学んだ上で、では私たちは今回の表示に何を望んだらいいのかということをややはり改めて考えるべきかなというふうに思います。

理想論でしかございせんけれども、例えば、先ほどの原料原産地であれば、原料原産地は安全性を担保してくれるものでもなく、品質を担保するものでもないということは基本的には理解しなければいけないというふうに思っています。やはり消費者の中には原料原産地を知りたいという人もいろいろいてね。ですから、その辺

りの、何というんですし、バランスとていましょうか、そこはやはり私たちも学び、現状を知り、事業者の方、それから様々、どんな方法でどんな形でやってくださるか、その過程も知り、では私たちはどこまでを望むかという、その感覚だと思っています。

例えば、ガイドラインを作ってくださいとか、業界の自主規制ですね、必ずしも義務化でなくとも、義務化にしてしまうと本当に法律違反になったときに大変なことになりますから。ですから、その辺りで業界の方のその自主的な努力というのは消費者にも見えてきます。私たちは、例えば、お総菜を買うときにもカロリー表示があるお店を恐らく選ぶ傾向にあると思いますし、それから、外食に行ってもカロリー表示があるお店をやったり選ぶ、次にまたここに来ようかなという。

最終的には、消費者もしつかり学んで、マーケットをつくっていく。そのマーケットを形成する意味でも、私たちは学ばべきことはしつかり学ばなければいけないというふうに考えます。

○山田太郎君 ありがとうございます。

それから、先ほどの質問にもつながりますが、やっぱり消費者庁任せだけでは、消費者庁が決めきかたのに対して多分消費者は納得できないところも出てくると思います。そういう意味で、消費者の団体の方からは非消費者庁に入っていくような形といいますか、そういう用意とか考えみないのはどうでしょうか。

○参考人(河野康子君) 申し上げます。

私の前任の事務局長は現在、消費者庁長官でございまして。ですので、そういった道は開かれているのかなというふうに思っております。

改めて、消費者団体の事務局長を消費者庁の長官というふうに迎えてくださいました行政に感謝いたしますとともに、その辺りで、消費者目線の涵養ということで、省庁が私たちに寄り添ってくださればいいなというふうに考えております。

○山田太郎君 ありがとうございます。

次に、参考人の方にお伺いしたいと思います。

ども、資料の五ページに、まさに1Tと表示における問題点というのが、なるほどなど。例えば、実物等の流通ラグですとか、多分タイムラグですよ。お節なんというのはまだ決まらないうちに注文を取るとか、個体ラグ、なるほどなど、一個ずつ確かに賞味期限が違ふと。実際に、そういったらばどうしたらいいのかなということがちよつと分らなくて、その辺の、こういう懸念点に対するそれぞれの解決方法というのはお持ちなのかどうか。逆に、もしお持ちであれば、それをどういうふうかというところで、同じ質問になるんですけれども、入ってきたいたただけるものなのかどうか、そんなところも含めて御意見をいただければと思います。

○参考人(関聡司君) そうですね、五ページの説明に關しての解決策というのは非常に難しいかなとは思っています。そもそも、事業者が自主的に表示をしているというケースもあろうかと思えます。お節の例を挙げれば、これはネットであらうともデパートのようなどころであらうとも全く状況は同じだというふうに思いますので、そもそも難しいというケースもあろうかと思えます。

そこで、事業者の自主的な対応として表示をしているというものと、それを更に進めて表示を義務付けをするというものとはやはりかなり差を設ける必要があるのかなというふうに思っています。例えば、命にかかわるような情報については、通販の場合はこれは広告になりますけれども、広告についてもそれを義務付けるということとは検討してもいいのかもしれないです。

ただ、その際にいろんな要素を考慮しなければいけないかなと思っております。どのような販売方法であっても、例えば命にかかわるものであれば表示しなければいけない。それはネット通販であらうともテレビ通販であらうともラジオ通販であらうともカタログ通販であらうとも、それは同じような情報は提供しなければいけないというふうなことができるのかどうかということをや

んと確認しなければいけないと思いますし、先ほ
どのお答えでも申し上げましたが、食材変更等の
情報流通の過程でちゃんと引き渡されるよう
な、伝達されるような仕組みに現状なっておりま
せんので、そういう社会的な仕組みもきちっと整
備する必要があるということが前提になるケー
スもあると思います。

また、これはパッケージには最終的に表示され
ていますので、これは通販の場合ですけれども、
通販において手元に来たときに最終的に確認でき
るという状況ではありますので、その状況で通販
において広告にどこまでその表示を義務付けるの
かと、それが妥当なのかという観点で、もう本
日のケースごとに詳しく検討していかないとこの
辺りの答えというのはいずれにせよないかなとい
うふうに思っております。

○山田太郎君 ありがとうございます。

時間になりました。アレルゲンに関してもた
くさん聞きたいことあったんですけども、またの
機会をいただければと思っております。

今日はどうもありがとうございました。

○谷亮子君 生活の党、谷亮子でございます。よ
ろしくお願いいたします。

本日は、参考人の先生皆様に大変貴重な御意見
を拝聴させていただきました。本日にありがとうございます。
この食品表示法案が成立した後には
やはり実効性ある法律として機能していただくこ
とを望みまして、また参考人の先生方には本日は
いろいろ御教示いただきたいと思っております。
よろしくお願いたします。

初めに、栗山真理子参考人にお伺いしたいと思
います。

食品表示法案では、第四条で食品表示基準の策
定を定めております。この中で、表示事項の中に
アレルゲンが明記されることになりましたけれど
も、アレルゲン表示をどのように表示した方が
より消費者の皆様に御認識していただけるの
か。また、食物アレルギーの発症というのは個人
によってそれぞれ異なるわけでございますので、ま

た命にもかかわる大変深刻な問題であると思いま
す。そしてまた、食品に含まれるアレルギー物質
の店頭での販売形態の調査、報告といったものが
実は今大変数が少ないといった現状もございま
して、そうしたことを踏まえまして栗山参考人には
お伺いしたいんですけれども。

二〇〇九年に発表されております東京大学附属
病院の神奈川芳行さんの「食物アレルギーの原因
物質等の実態把握と情報提供のあり方に関する研
究」によりまして、アナフィラキシーショックを
誘発する原因食品の販売形態は、容器包装加工食
品が三六・七％、そして店頭販売品が二六・七％
となっております。こうした現状もあるわけなん
ですが、これからこの食品表示を頼りに子供を
含めた消費者の皆さんが自分自身を守らなければ
ならない機会が今後ますます増加していくとい
うことがあるかと思っております。

そこで、アレルギー患者の皆様とそして家族の
支援組織であるアラジポットのお立場から、食
品表示をする上で大切なと思われるポイントに
つきましてお伺いしたいのと、そしてまた、その
方策等がございましたら御教示いただきたいと思
います。

○参考人(栗山真理子君) ありがとうございます。

まず、店頭販売、容器包装が三六・七％、店頭
が二六・七％という数字、それから、ほかにレス
トランとかでの、まあ同じ方の御報告かどうかは
分かりませんが、多分参考資料の中にも入ってい
たかと思えます。そういう数字を見て私を感じま
したのは、やっぱり本当に重症な方々はそれを召
し上がっていらっしゃる、選んでいらっしゃる
ものじゃないかなというふうに感じました。
もちろん、私も知らないし、全体的なものに正
確なものというのとは切なる願いではございま
すが、今回これが通りましたときには、皆さ
んと御一緒に、可能なこと、私たちの願いとも
に、社会として可能なことについて御一緒に考
える場をいただければと思います。

物すごく卑近な例を申し上げますと、例えば表
示の方法、表示の方法というか、今は原材料表示
になっております。そこにアレルギー表示も、ア
レルギーも入っていて、そこは必ず表示しなけれ
ばいけないということになっておりますので、そ
れはそれで有り難いことだと思っておりますが、例
えば場所、つい最近いただいたお電話で、何で裏
書いてあるの、本当、おすしひっくり返してや
うかと思つたとおっしゃるぐらい、書いてはあ
るけれども見にくい。もちろん大きなポイントと
か分かりやすい文字とか、マヨネーズはマヨネ
ーズでいいことになっていますが、実はマヨネ
ーズが卵とお酢でできていることを御存じない方とい
うのもいらっしゃるわけで、そういう部分での今
後の検討ということはしていただきたいと思いま
す。

それと、その大事なポイントというところ、そう
すね、やっぱり小さいお子様も見られる、分か
る、食べ物を選ぶ、そういうようなことを皆さ
んと御一緒に是非、私も入れていただいた中
で、私どもというのはアレルギーの親の立場の者
が入られた中で考えていけたらと思つていま
す。私たちにとつての願いが社会に必ずしも受け
入れていただけるというのではないことは分か
りつつ、それでもやっぱり、皆さんが私たちのた
めに考えてくださるのではなく、一緒に考えて
いっていただきたいなというふうに思っております。

○谷亮子君 ありがとうございます。

大変重要なポイントをお話しいただいたと思
います。小さなお子さん、また小学生始め、給食
のアレルギーでの発症といったことも、事故等も
報告されておりますし、こういった観点からも
やはり、より消費者の皆様が分かりやすい表示と
いうものが今後求められると思えますし、また、
文部科学省の所管になりますけれども、消費者教
育という観点からも、今後消費者庁と文部科学省
がしっかりと連携を図ってその場を構築していく
ということも私、今後求めてまいりたいというふ

うに思っております。また、よろしくお願いま
します。
次に、関聡司参考人にお伺いしたいと思いま
す。

二〇一一年の日本の消費者向け電子商取引、E
Cにおいては市場規模は八・五兆円ございま
して、インターネット等を利用した通信販売は、食
品を含め、大規模な市場を形成するに至っており
ますけれども、新食品表示法における統一された
食品表示基準の策定に当たりましては、食品表示
法案の仕組み自体が持つ問題といたしまして、今
回の食品表示法案上では、食品関連事業者等は、
食品表示基準に従い食品の表示をする義務が課せ
られるとすることになってございまして、肝心の基
準の内容というのは消費者庁が作成する府令に事実上
白紙委任とされているといった現状があります。
これは先日配付されました資料等にも記載され
ておりましたけれども。

そういった現状を踏まえまして、消費者の安
心、安全を追求する上で何かより良い取組、また
方策等御提示できるようなことがございまして
しょうか、お尋ね申し上げます。

○参考人(関聡司君) 御質問ありがとうございます。

例えば、消費者教育とかそういったものにつ
いて、当団体としてはまだしてはいないんですけ
れども、当団体の会員には食品に関する事業者も
ございまして、個別には取組があるのでないか
というふうに思っております。

市場規模も年々大きくなってきておりますの
で、食品についての市場ということについてもこ
のネット通販なりその他の通信販売といったもの
がやはり安全についても一定の貢献をしていくべ
きなんだろうというふうに思います。

ちよつと具体的な取組としては今御説明でき
るものはないんですけれども、今後、関係省庁とも
いろんな連携を取りながら、そういったことは相
談していきたいなというふうに考えております。

○谷亮子君 ありがとうございます。

インターネットを通じてネット販売ですか、さらには通信販売の場が今後ますます広がっていく中で、やはりこの食品表示の安全性また安心といったものは非常に重要なことにつながっていると思いますので、またいろいろと御要望を参考にさせていただける機会を是非つくっていただきたいと、また消費者庁の方にもお願いを申し上げたいというふうに思います。

次に、井上淳参考人にお伺いしたいと思います。

チェーンストアは消費者に最も近い業態の一つでございます。奨励表示対象品目に紙の広告媒体、POPを活用して表示するよう努めるなど、食品表示の安心、安全にかかわる自主的な取組を積極的に継続して行っておられることは大変評価されるべきことであると私は思います。

そしてまた、チェーンストアは、消費者が食品表示を基に直接商品を手に取り、また判断、選択する場を提供するものでございますけれども、消費者が食品と食品表示に対する情報を自主的に取捨選択をし、また適切な商品選択ができるように、チェーンストアさんとしてはこれまでも啓蒙活動等積極的に取り組んでいただいている現状もでございます。

そしてまた、今回、食品表示法が制定されるに当たりまして、さらに消費者の皆さん、またお客様に對しまして知識や意識の向上をしていただくための取組といったことはどうお考えでいらつしやいますか、お伺いしたいというふうに思います。

○参考人(井上淳君) 今先生おっしゃった、まさにそれとおりでございまして、私も、やはり表示というものは一つの手段なんですけれども、一番大事なことは、お客様に安全、安心の商品をお届けする、そしてそのお客様の選択、判断に必要な情報をお届けする、提供する。それから、もちろん、お客様からいろいろ声をちょうだいして、それをその商品の改良につなげていく。この對話ですね、これが、まさに情報のキャッチボール

が一番大事なところだというふうに思っています。その一つの媒体というか手段として表示もあるというところで、今先生おっしゃったように表示以外にもPOPというのがあります。スーパー、今行きますと、いろいろなところで、いろいろな店頭にもいろいろな情報がありますし、それからももちろん店員さんですね。特にその場で調理をしているような場合には当然その店員さんとの対話で、お客様の方も多様ですので、当然、そこで一律的な情報の提供とか紋切り型の話ではなくて、やっぱりそのお客様のニーズ、お客様の要望に對してのキャッチボール、これが大事だと思っております。

当然、それは各社がまず自主的に、これは地域によっても違いますし、当然扱っている商品によっても違いますので、まず各社がそういうことを、そのお客様との情報を大切にしながら、情報のキャッチボールを大切にしながらやっていくわけですけれども、業界団体、チェーンストア協会としては、そういう各社の取組をサポートをしていく。それから、特に任意の表示ですね、こういったところについては例えばガイドラインを出す、あるいは、それから個々の表示だけではなくて、あるいは情報提供だけではなくて、衛生管理というのは当然大事なものですから、その衛生管理と、それから表示あるいは情報の提供というものをパッケージにして、従業員の目から見てお客様に接する上で必要なこと、これをハンドブックというような形でマニュアルとしてお配りをして、要するに、社長が分かっているもパートさんが分かっているという意味ないわけですね。やっぱり現場にいかにか浸透させていくかというように、それではもちろん各社がやっていることですから、それを我々の方でサポートをしていくと、こんなような体制で取り組んでいるところでございます。

○谷亮子君 ありがとうございます。今お話ございましたように、情報とその情報の共有の在り方というのが非常に重要だということをお私自身も確認いたしましたし、認識をいたしました。また、大変幅があると思います。一貫した取組というのがまさにこの法律にも必要であるというところを改めて分かった次第でございます。ありがとうございます。

引き続き、河野康子参考人にお伺いいたします。

河野参考人におかれましては、今回の新しい食品表示制度につきまして、消費者の生活に役立つものにするためにこれまで取組等をいろいろなところで行っていたというところで、そんな中で、新食品表示法に関する消費者団体とのワークショップの中での的確な御提言、そして要望等をしていただいている現状もでございます。

その中で、食品に含まれるアレルギー物質への子供を含めた消費者の理解や、また意識の向上、そして添加物等の分かりやすさなど、統一したマークで表示する際に、事業者の御努力、そして企業努力でできる環境づくりといったところも、これはその必要性は十分にあると思っております。その観点から、食品表示を取り扱う事業者のどのような取組が求められるのかをお伺いしたいのと、そしてまた、事業者や企業が努力できる環境づくりとしてどのようなことが考えられますでしょうか、お尋ねしたいと思っております。

○参考人(河野康子君) 私たち消費者は情報をいただく側です。特に、先ほども申し上げましたように、アレルギー、命にかかわる部分ですから、一口口に入れてしまったらということもございまして、先ほどの栗山参考人の御意見にもございましたように、商品のパッケージの表面の活用というのはいくつかの方法かと思っております。

これまででは表面には商品名ですとか、その商品をより、何というんでしょう、手に取りやすいような様々な文言が並んでおりますけれども、やはり今回食品表示を考えると、例えば加工品をスーパーマーケットの棚のところで見たと同時に、ぱっと見て、ああ、これはアレルギー物質、例え

ばこれが入っているんだというふうなものが見て分かる。そうすると、手に取りやすいというふうなところもございまして、ですから、容器包装でいいますと、表面の活用ということは今後考えていただければというふうに思っております。

例えばイギリスですと信号機方式と言いますが、栄養素表示なんですけれども、五つの栄養素に關しまして色で分けてあるんですね。一番たくさん入っているのが赤い色、それから黄色、それからこれは少量だというのはグリーンかブルーどちらかで表示されています。そうすると、並んでいる棚で見ますと、ぱっと見た瞬間に、私はちよつと糖分は控えたいなと思ったときには糖分のところは少し色がブルー系のものを選ぶと、そうすると、それがもうすぐに自分の今日の暮らしに役立つという形ですので、是非、先ほどから皆さん御意見様々ですけれども、今回のこの統一されるという、一元化されるということを機に、改めて何がお互いのコミュニケーションに一番役立つのか。どちらにしても社会的コストは掛かるわけですから、そのときに一番有効にコストを掛けて、私たちがそこは等分に、応分な負担はしなければいけないと思っておりますけれども、せつかくですから従前どおりの表示ではもつたないなというふうに考えております。お答えになっていないかどうか分かりませんが。

○谷亮子君 ありがとうございます。今後の参考とさせていただきます。

○大門美紀史君 本日は御苦労さまです。まず、井上参考人と閣下参考人に、せつかくの機会です。ちよつと基本的なことをお伺いしたいというふうに思います。

私は、おとし、スウェーデンとベルギーに消費者問題の調査団で、参議院の調査団で行ってまいりまして、消費者団体とも企業家の皆さんとも経営者団体ともお話をいたしましたけれども、向こうはもつと消費者運動といえますか、そういう

歴史が長いところではありますけれども、消費者と企業の関係がもうこなれていていいですか、何といいますか、消費者の知る権利とか安全に対するニーズというのは、それにこたえることが企業にとってもメリットがあるんだと。安全なものを買われるということもあると思いますけれども、そういうことと、消費者のそういうことにつながることは企業としての社会的責任だということのもかなり根付いておりまして、余りコスト、コストという言い方とか、そういうものは出てこないですね。

まだ日本は消費者庁もできたばかりですから、不信任とか懸念とか、ぎゅうぎゅうやられるんじゃないとか、いろんなことがあるかも分かりませんが、本来はやっぱりよくよく考えてみると、消費者と企業というのは、これは別に対応するものじゃなくて、本来に共にいい商品を作る、正しい情報を伝えて共にいい商品を作るという、そういうところでやっていける話なのが、どうも疑心暗鬼が先に行ったり、今日もちょっと感じる場所があったんですけれども、そういうことが非常に感じるんですけれども、やっぱりこういう消費者のニーズにこたえていくということが企業の発展の道だというふうにとらえられないものかなと思うんですけれども、井上参考人と関係者にちょっと伺いたいと思います。

○参考人(井上淳君) 今先生のお話伺って、全くそのとおりだと思いますし、若干意外な感じがいたしました。

消費者と事業者との関係でいうと、お客様は神様と、こういうふうに申しましたし、多分お客様に対して一番寄り添うのは、まあ日本が一番だとは言いませんけれども、世界の中で冠たるところだというふうに理解しておりますし、また、やっぱりお客様に寄り添わない事業者は恐らく日本の中では生きていけないというふうに思います。

ただ、その上で一つひよとしてあるのかもしれないというのは、神様という言い方が果たして正しいのかということなのかもしれません。もう

少しイコールパートナーとしてお話ができればいいのかなと。神様にも当然いろいろな神様がいます、多くの方はもちろん立派な神様ですけども、今先生ちょっとおっしゃられた中で、疑心暗鬼というところ、ひよつとすると、一部の方の声に振り回されてしまう、更に言うと、それが日本の場合はずいぶん役所にお互いが行ってしまうというところ、もう少し本来事業者とお客様との対話の中で物事を解決していく。

先ほど河野参考人の方から信号システムの話がありましたけれども、あれはイギリスなんかではまさにテレビで、A社はそういう信号システムを、小売店のA社ですね、小売店のB社は数値システムと、それを議論して、それから消費者がそこに参加して、私はどっちがいい、私はどっちがいいと、こういうのをテレビでやっているわけですね。

日本の場合だと恐らくそうじゃなくて、すぐに多分役所に行つて、役所が入ってくる。その仕組みから、むしろ事業者と消費者の対話の場をもつと広げていく、それを国がサポートするという方向に動いていくということが望まれるのかなと、こういうふうに思います。

○参考人(関根司君) 先生御指摘のとおりだと思います。我々も、消費者から見ての安全、安心、こういったこと、それから信頼感といったことは非常に重要だと思っております。そういったものが得られない事業者はやはり淘汰されていくだろうというふうに思っております。

特に今回の食品の表示の問題につきましても、必要な表示は現在でも、たとえば義務でなくても事業者によってはきちつと表示をして、あるいは見やすいように何か特定のマークを作つたりとか、そういう努力をしている事業者もございまして、そういう事業者ごとにいろいろな工夫と努力をしておりますので、それによつて安全、安心、信頼感といったものを消費者から得るように努力をしているということで、歩み寄りということではないんですけれども、消費者との関係というのは

は非常に重視しているというふうに考えております。

そういう視点もございまして、会員企業の中には消費者団体様とのコミュニケーションをきちつと取つていたりとか、そういったことにも心掛けていらっしゃるものもございまして、そういう方向で、先生がおっしゃるとおりだというふうに我々は認識しております。

○大門実紀史君 井上参考人に伺いますけれども、事前にいただいた資料で、チェーンストア協会が自主的な取組をされておまして、心から本当に敬意を表したいと思っております。

ただ、今回、法律の義務化のこの流れが来たのは、やはり食品偽装事件がこの十年かなり相次いで、それと、やっぱりアレルゲンのことも含めて命にかかわる問題も出てきたということの法律の義務化の流れで、がんじがらめに何もかもというふうにならなれていまして、そういうふうに取り除かれるほどの、まだそこまで行っていないというんだと思うんですね。

そこで、ちょっと質問なんですけれども、これもちよつとそもそも論なんですけれども、先ほど井上参考人のお話の中で、命にかかわるものとそうでないもので優先順位というのは、実践的には分からなくはないです。ですけれども、また、さつきもありましたけれども、情報提供をしても消費者に判断力がない場合、風評とかマイナスの場合も出ると、これも実践的には分からなくはないかもしれませんけれども、そもそも論でいきますと、今回の法律の議論というのは、事業者が、そういうことは事業者がちゃんと表示して後の話でございまして、まず事業者がきちつと表示してもらおうと、内容をですね。これが、その後の、何が起るか、何か起こるからそれをしないということじゃなくて、まずそういう話なんですよ、この流れというのは。だから、非常にそもそも論的に言いますと、消費者が自分が買ったものをその中身を知らないと、これは当たり前で当然の知る権利だと思ふんですね。で、それにこたえる、こ

たえてもらいたい、この話なんです。こたえることに、こたえたらどうなるのか優先順位付けてこたえさせてもらおうとかじゃなくて、やっぱりそういう知る権利にこたえるかどうかということが基本的な話だと思っております。

そういう点でいくと、ちよつと気になるのは、ヨーロッパなんかでやっぱりコストという言い方が余り出てこないというのは、その知る権利にこたえることは果たしてコストなのかと、そんなことを社会的コストという言い方をしているのかというやっぱ基本的な企業の社会的責任論とかがあると思うんですね、基本的な問題として。少なくとも、コストにもいろいろあつて、前向きなコストとできれば少ない方がいいコストとあるんですけれども、例えば宣伝費というのはコストですけれども、やっぱり売るためのコストです。

あるいは、何か電気代は安い方がいいとか、そういうコストもあると思うんですけれども、せめてその前向きなコストというふうに、私はコストという言い方はすべきじゃないと思いますけれども、そういうとらえ方をやっぱりしないとなかなかこのギャップが埋まらないのかなと思うんですけれども、井上参考人、いかがでしょうか。

○参考人(井上淳君) 知る権利に対してできるだけこたえるべきではないかと、その限りにおいて私もそうだと思います。

問題は、それを法律、制度として義務化をしていくときに、ほかの課題というのがあるということだと思ひますし、やっぱりコストという言葉、表現が適当かどうかは別として、やっぱりそこに一定の費用が掛かってくるということも間違いはない事実なので、したがって、オール・オア・ナッシングで議論をするということではないと思ひます。知る権利というのは大事な権利でありますし、当然それに対して事業者ができるだけこたえるということももちろんそうだと思いますし、それは多くは義務化をしなくとも自主的な取組あるいは対話の中で進んできているということも一方で事実であります。

したがって、私が申し上げたのは、法律で義務化をするといったときには、もちろんその情報提供をきちんとやるべきという要請、社会的要請も当然ありますけれども、それ以外のコストあるいは実行可能性ですね、こういうものというものをやうつぱり実態を踏まえた上でその優先順位を付けなさい、その思いは思いとして、かえって社会の混乱などが起こるんじゃないかということをお願いしたつもりでございます。

○大門実紀史君 恐らくまだ、実行できないものを押し付けられるんじゃないかと、何かまだそういう、何かあれですね、疑念が最初にあるのかなと思うんですけど、実際、実行不可能なものが義務付けられるはずはないと思うので、そんな例はまだまだ世界でもありませんから、そんなことは起こり得ないと思いますけれど、そういう御懸念があるのは分からなくはないわけでございますけれども。

関参考人に伺いますけれども、この食品表示法案の後は集団訴訟法案が、今国会中に参議院まで来ない様子ですけれども、議論されるということになります。この前、私、この委員会が質問をこの問題で先にしたんですけど、新経済連盟のこの集団訴訟法案での意見書というのは、食品表示の今回のものかなり、何といいますが、消費者団体に對して非常に誤解のある意見書じゃないかと思つてこの委員会でも取り上げさせてもらつたんですけど、消費者団体から健全な事業者に対する乱訴が起きるんじゃないかと、あるいは適格団体はこの訴訟をやることによつて報酬受け取つて金もうけするんじゃないかと、相当の誤解だなと私は思つてあの意見書を見させてもらったんですけれど。

そこまでの誤解というのはなぜ生じるのか逆に分からないぐらいで、何か日本の消費者団体が、もうあそこまで行くと、ゆすり、たかひの類と同じような見方をされているような気がするんですけれど、なぜそこまで、先ほどもちよつと、消費者団体と交流のある人たちもいると、企業もあ

るということなんですけど、なぜこういうふうにあるのか、何か根拠があることなんですか。

○参考人(関聡司君) 新経済連盟だけではなく、ほかの経済団体も同様の懸念を抱いているというふうには認識しておりますが、何といいますが、法案の内容として、法案の中に備えるべき仕組みとして乱訴を回避するような仕組みが必要なんではないかというふうな認識を持っております。その視点でいくと、例えば消費者の委任を受けずに提訴できるというふうな仕組みなどについては、やはりその懸念がまだ払拭できないというふうな考えまして意見を提出させていただきました。

○大門実紀史君 ちよつと冒頭申し上げたとおり、そういう、何といいますが、疑心暗鬼といひますか、そういうものを是非取り除いていただいて、もうちよつと風通し良くしてもらつて、消費者団体と事業者側とのですね、その表示の方も、本間に事業者側の皆さんも、疑心暗鬼から出発するんじゃないかと、実際に消費者の立場に立つて、お客様の立場に立つて、それで物が売れば皆さんもいいわけですから、共同して、今後課題いっぱい山積しておりますので、取り組んでいただきたいということを申し上げて、終わります。

○委員長(加藤修一君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、貴重な御意見をお述べいただきまして、誠にありがとうございます。当委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。

速記を止めてください。

○委員長(加藤修一君) 速記を起こしてください。

○委員長(加藤修一君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、白眞勲君、石井準一君及び上野通子君が

委員を辞任され、その補欠として西村まさみ君、赤石清美君及び石井浩郎君が選任されました。

○委員長(加藤修一君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

食品表示法案の審査のため、本日の委員会に、政府参考人として、理事会協議のとおり、消費者庁次長松田敏明君外一名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤修一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(加藤修一君) 食品表示法案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○尾辻かな子君 民主党・新緑風会の尾辻かな子でございます。

今回、質問の機会をいただきましたこと、まずもつて感謝を申し上げます。どうもありがとうございます。

それでは、食品表示法案ももう最後の質疑になつてまいりますので、順次質問をさせていただきますと思います。参議院に来る前、衆議院で修正がなされていると思います。まず、その修正のポイントだけ確認してから質疑していきたいと思ひますので、御説明いただけたらと思ひます。

○政府参考人(松田敏明君) お答え申し上げます。

アレルゲンの追加修正につきましては、現行の食品衛生法の下で表示の基準が定められております。すなわちアレルゲンにつきまして、食品表示法の下でも同様に規定されることを明らかにするため、法文上明記したものと承知しております。

また、この法律の検討年限につきましては、この法律の規定についてより速やかに検討することとするため、その年限を施行後五年から施行後三年に短縮したものと承知をしております。

大きな変更点のやはり一つは、先ほどの参考人招致の中にもありましたけれども、食品表示基準の策定の中にアレルゲンですね、「食物アレルギーの原因となる物質をいう」というのが入つた。これが一番大きく変わつて、参議院でもいろいろ先ほど質疑がなされたところでございします。この条文、ちよつと見させていただきますと、明記の順番が、名称が来て、で、アレルゲンが入っているんですね。それで、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分等々続いている。法文上見ると二番目にこれ表記されたということでありまして、かなり重要な変更が衆議院であつたというふうな理解をしております。

また、先ほどの参考人のところで、アレルギーの患者さん、そして御家族を支える方からの参考人聴取もありました。ですので、この修正後の食品表示法案、特にアレルギーに関して今後どう扱っていくのかということでも質問させていただきます。

その前に、私事でございますけれども、実は私、一つ上に兄がおります。参議院議員の尾辻先生ではございません。実は兄もアトピーとぜんそくを小さいころから持つておりまして、卵の食品アレルギーがありました。容体が悪くなると実は卵以外にもほかの食品もアレルギーを起こしてしまうというところで、当時は完全除去食がいいというので、卵アレルギーがあれば完全に卵を取り除くのがいいんだと。今は経口負荷試験といつて、食べれる量というのがだんだん分かつてきて、だから、卵アレルギーであつても、こまごまの量なら卵を食べますよというのを医師の方が、診ていただいて食べられる量というのを調整していったり、アレルギーがどこまでかというのを調査していったりあるんですが、その当時というのはもう本当にアレルギーがあると完全に除去しなければいけない時代でございましたので、うちの母もすごく苦勞をしておりました。

ですので、ちよつと先ほどもありましたけれど

も、マヨネーズの話がございましたが、マヨネーズはもちろん卵が入っております。卵とお酢でございますので、例えば、私も小さいころポテトサラダとかマカロニサラダをほとんど食べたことがないんですね。食卓で食べたことがないというぐらいいやばい氣を遣っております、例えば揚げ物をするときでも、基本的に小麦粉付けて卵付けて、で、衣のパン粉を付けるんですけれども、その卵を付けずに水を付けて衣を付けるというぐらいい卵の除去をやっております。だから給食もうちの兄は食べておりませんで、九年間、小中合わせると九年間ずっとお弁当で、一人お弁当をやっていたということもあります。

ですので、本当に私もアレルギーの家族を持つ当事者として、うちの兄はその後、こんな自分の話ばかりしていいのか分からないんですが、結局高校をぜんそくとアトピーがひどくて中退をすることになりました。その後、大検試験というのが当時ありまして、本人はアレルギーで苦しんで高校も中退しなければいけなくなつた、今後、自分たちと同じような思いをする子供たちを少しでも減らしたいということで、ちよつと勉強を頑張りました、今は地域で小児科医の、アレルギーの専門の小児科医として地域医療をさせていただいております。

そういう経緯からもアレルギーのことをやらせていただきたいなと思ひますし、やはり今回、食品表示でございますので、食品表示と、アレルギーの家族、患者とのいわゆるリスクコミュニケーション、この分野について聞いていきたいと思ひます。

まずは、今どういうことになっているのかというところについて現状をお聞きしたいんですが、まず、重大なアナフィラキシーを起こす食物アレルギーのことについてお聞きしていきたいと思ひます。

食物アレルギーによるアナフィラキシー、これを起こした際というか、今、日本に、じゃ、このアナフィラキシーショックを起こしたというよう

な調査、その中で例えば食品の形態、例えば容器の包装をされているのかとか外食なのかとか販売形態とかいろいろあると思うんですが、今そのアナフィラキシーショックはどういうところで起こっているのか、どういう食品形態で起こっているのか、このようなことを調査した全国調査などはあるんでしょうか。

○政府参考人(松田敏明君) 御説明申し上げます。

食物アレルギーの原因物質は時代の変化とともに変わっていく可能性があると考えられますため、消費者庁におきまして、これまでおおむね三年ごとに食物アレルギーの全国実態調査等を行いまして、これは消費者庁ができる前は厚生労働省の方で行っておられたということで、それを行ひまして、新たな知見や報告により、適宜アレルギー表示の見直しを行っているところでございます。これまで、この全国実態調査、四回ほど実施をいたしまして、全国のアレルギーを専門とする医師の中で調査の趣旨に賛同して協力していただける方に調査票を送付して、食物アレルギーによる症状の誘発があり、各施設を受診し特定された症例の全てを報告してもらい、こういった方法で調査をしているところでございます。

直近の平成二十三年度から二十四年度に実施した調査の例を御紹介いたしますと、千七十九名の医師の協力を得て、二千九百五十四例の症例の報告がございました。このうち、アナフィラキシーショック症状を呈した症例は三百七例でございました。

ただ一方、お尋ねの日本全国における食物アレルギー患者のうちアナフィラキシーショック症状を呈した症例の全体数等については把握しておりません。また、外食に起因するものか容器包装食品に起因するものか等につきましても把握していませんというところでございます。

○尾辻かな子君 今、四回やられておられるということなんですけれども、食品形態とか販売形態がどういうふうな形でアナフィラキシーを起こし

ているのかという現実が分かなければ、じゃ、今後、食品表示、一体何を優先順位としてどうやっていくのかというのがちよつと分からなくなってくると思うんです。

先ほど各委員の方から一つ論文を紹介していただいたと思ひます。私もちよつと、一つ同じものを用意させていただきました。これ、東京大学の神奈川先生という方が、抽出調査ですね、これも抽出調査でございますけれども、「食物アレルギーの原因物質等の実態把握と情報提供のあり方に関する研究」、どこでどういう食物でということで見られたところ、先ほどの数字もありましたように、容器包装加工食品ですね、これが三六・七％、アナフィラキシーを誘発した原因の食品形態であつたと。店頭販売品、これが二六・七％であつた。レストランが七％。ということことで、容器包装加工食品で三六・七、店頭販売、レストランで三三・七、ほぼ同じような数字が出てくるわけですね。

こういうことで見ていくと、これは抽出調査でございます。ただ、やはりこういうような現状の全国調査が必要になつてくるかと思ひますけれども、その辺、森大臣、どのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) 先ほど申し上げましたとおり、平成二十三年度から二十四年度にかけて消費者庁において実施した全国の実態調査においては、約千人のアレルギー専門医の協力を得て約三千例の食物アレルギー症例の報告がありまして、またこのうちアナフィラキシーショック症状を呈した症例は三百七例ございました。

私もアレルギーの子供を持つ母親として、本当にお母さん方の毎日のアレルギーの食品のチェック、大変でございます。アレルギーの表示をするに当たつて全国的な調査をし、それを科学的に、また委員の御指摘のとおり食品形態等も含めて知ることができなければ、この法案の目的であるやはり食品の安全のために、そして消費者が自分で選択をして購入をするということが、アレルギー

をお持ちの方、またその御家族にとつては大変困難になるわけでございますので、今後、委員の御指摘も踏まえまして、全国的な実態の把握というものを前向きに検討してまいりたいと思ひます。

○尾辻かな子君 そうですね、一応確認でございますけれども、そこには食品形態とか販売形態も含めた調査をしていただけたということによろしいでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) 全ての症例を把握するということはもちろん困難でございます。それは、医師のところに来ていた症例を、さらにそれを全部義務を掛けていかないと出てこないものですが、今しているものは御協力をお願いして出してもらつたものということになります、その範囲内で、委員御指摘の内容も踏まえて、今後実態調査をしていくように検討してまいりたいと思ひます。

○尾辻かな子君 よろしくお願ひいたします。次の質問に行きます。

表示のことでございますけれども、アレルギーに関しては二つの表示方法が認められております。一つは個別表示ということなんですけれども、原材料名一つ一つの後ろにアレルギーを表示する方法と、原材料名をずらずらずと並べまして、その最後に、そこには例えば卵入っておりますよとか、小麦、エビ、カニが入っておりますよというように一括してやる表示と、二つ表示の方法があるわけなんですけれども、これアレルギー外来に来られる方々からよく聞く話が、一括表示であると一体そのアレルギーとなるのが何の原材料に入っているのか分からない。特に一番問題というか課題として思っているのがしょうゆであるというふうに聞いております。

というのが、しょうゆってかなりいろんな料理に、加工食品とかに入っておりますので、このしょうゆ、元々小麦でございますので、ざあつとあつて、しょうゆがあつて、最後に一括表示で小麦とやると、小麦アレルギーの方は全く食べられない。ただ、しょうゆになつた小麦というのはか

なりの方が召し上がるんですね。なので、できたらやはり個別表示が望ましいということをお願いしているんですけども、その辺りのことは、個別表示をやはり進めていった方がいいと思うんですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(松田敏明君) 委員御指摘のとおり、アレルギー表示の方法につきましては、個々の原材料の直後に表示いたします個別表示と、それから全ての原材料の最後にまとめて表示する一括表示とがございます。この個別表示の場合、同一のアレルギー物質を含んでおります複数の原材料についてそれぞれ表示する必要がありますなど複雑になる場合もございます。他方、御指摘のとおり、食物アレルギーは人によってアレルギー症状を誘発する量が様々でございます。使われている量が少なければ食べてもアレルギー症状が発症しない場合がございます。そのため、ある程度使用量が予測できる個別表示の方がアレルギー患者にとつてより望ましい表示ではないかとの声があると、これも確かに認識しております。

それを、この後、どういうふうにするのか。これは個々の商品によってそれぞれ適性もございます。一括表示の方がむしろ分かりやすいという声もございます。そういった中で、どんなパターンなら個別がいいのか、そして、やっぱりニーズとしてこういう表示が、個別表示があつたらいいとか、そういったニーズもこれから是非踏まえまして、この一括表示、個別表示の在り方につきまして、可能な限り新しい食品表示の方に生かしてまいりたいというふうに考えております。

○尾辻かな子君 ニーズに合わせた検討を是非していただきますようお願いを申し上げます。

次は、アレルギーの表示の今度、ルールでございませうけれども、いただいた資料の中で、表示の主なルールということと三つ挙げられております。

一つは、代替表記ですね。アレルギー物質を含むことが容易に判別できる食品はアレルギー表示

を省略することができ。ここに実はマヨネーズが入ってくるわけですけども、ちよつとこれ、いろいろな話を聞いていの中で、本当はマヨネーズにも卵というふうにつけた方がいいのかなという感想を持ちました。あと、可能性表示の禁止ですね。入っているかもしれないという可能性表示は認められない。三つ目ですけども、使用していない旨の表示の促進をしていってほしいということ、通常は、特定原材料等を使用する食品を使用しないで製造した場合には、アレルギー患者の商品選択に資するため、使用していない旨の表示を勧めていますというふうに書いています。

今日、お手元に資料を配らせていただきました。このお手元の資料の下の方ですね、私が申し上げましたのは、この下の一番右のところにありますマークでございます。ある食品会社はこのような形で食品表示をされておられます。それも、参考人のところで、実は、裏面に表示するんじゃないで表面ですね、商品の表面に表示した方が分かりやすいという議論が参考人の方からあつたと思ひますが、この「みんなとつしよ」がなによりのごちそうです。卵 小麦 乳 使用しております。なので、食べられないでいる子供たちへも配慮しているということ、この「みんなとつしよ」がなによりのごちそうです。というふうに行っているこの会社の商品というのはいくつか買ひやすんだということをアレルギーの子供を持つお母さんに聞きました。

ですので、こういう表示を是非していただくように働きかけていただくことはとても大事なことだと思ひますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○政府参考人(松田敏明君) 使用していないという旨の表示につきましては、表示をする者が特定原材料等の使用の有無について製造記録などによつて適切に確認した場合に使用していない旨の表示をするものでございまして、平成十六年度よ

り促進しているところでございます。

例えば、一般的にケーキには小麦粉が使用されておりますけれども、仮に小麦粉を使用しないでケーキを製造した場合、それが消費者に正確に伝わるように、本品は小麦粉を使つていませんと表示することができるといふわけでございます。

他方、使用していない旨の表示につきましましては、原材料として使つていない場合でも、意図せざる混入、コンタミネーションと言つておりますけれども、これが生じる場合がございます。そういった場合、かえつてアレルギー発症を誘発してしまうおそれがあるなど、その表示を行うに当たつて注意をしなければならぬ面もございまして、

消費者庁といたしまして、アレルギー物質の意図せぬ混入防止対策を十分に取つた上で、使用していない旨の表示を積極的にしていただけるよう事業者に関与かけるとともに、その取組をサポートしてまいりたいと思ひております。

○尾辻かな子君 今お答えの中に意図せぬ混入のことを考へてということがありました。これコンタミネーションというふうに行うことなんですけれども、結局、その安全性と、コンタミネーションという意図せぬ混入があるから、安全性のためには、なかなかこういうふうに行う使用してはいいかと思ひます。それが言い訳になつてはいいかと思ひます。それであれば何でもそういうふうに行うというわけですから。

例えば、今でもそうですけれども、同じ製造ラインで、よくあるのは、本品製造工場では何とかを含む製品を生産していますというところで、そこに特定のアレルギー物質が入っているというところで注意喚起をしているという例があると思ひます。ただ、これもやはりアレルギーの患者さんにとつては、安全なのか安全じゃないのか、よく分からないうちです。結局、これつて一体、だから、含む製品をやっているから避けてくださいというところであれば本当に食べられるものは減つて

しまひますので、本当であれば、このコンタミネーションというのを避けるための工場のいわゆる品質管理というのがすごく大事になつてくるかと思ひます。

実はこれが、このコンタミネーション、意図せぬ混入というのは、御承知のとおり、外食とか中食では全く義務付けられておりません。

例えばなんでもですけども、ある大手の回転寿司のところでは、かつぱ巻きとか納豆巻き、かんぴよう巻き、このアレルギー表示、ホームページで見ると、実は卵アレルギーが付いているんですね。何でかつぱ巻きとか納豆巻き、かんぴよう巻きにこれが付いているのかというと、例えば包丁、それを切る包丁がその前にマヨネーズが付いている何かを切つていられるかもしれないから。それで、だから、かつぱとかこういう納豆巻きとかも実は付く可能性があると、なので丸をしましたと言つていられるわけですね。でも、こうなると、いや、本当に消費者とかアレルギー患者の方にとつて本当にいい表示なのか。

一つ例を出させていただいたのが、またお手元の資料でございます。

これは某チェーン店でございまして、外食でございます。特定原材料についてということ、こうしていろいろな食品に対して、これが入つていられるよ、入つていないよということ、丸を付けておられます。ぱつと見たところ、外食にはこういうのを表記されていられないわけですから、良心的なのかと思ひます。ちよつと赤線は私の方で、事務所の方で引かせていただきました。赤線の部分を見ていただきたいたすけれども、工場での加工時や店舗での調理時には細心の注意を払つておりますが、他のアレルギー物質が混入する可能性がございまして、ちよつと赤線は私の方で、いわゆる容器包装加工食品では絶対にやつてはいかない可能性表示が外食では堂々と、それも、もうこれだつたら、ただの本当に、何か責任を問われない、責任逃れとも見られるような表記になつていられるわけですね。

これに関して何かやはり対処が必要ではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(松田敏明君) 今御指摘のとおり、現在、外食に對しましてはアレルギー表示の義務はございませぬけれども、一部の外食店におきまして、自主的にアレルギー表示を行っているものの、その中でアレルギー物質を含んでいる旨の可能性がありますがある旨の表示も見られること、これは消費者庁としても承知をいたしております。

このいわゆる可能性表示は、一般論として申し上げれば責任回避とも言えるわけでございまして、必ずしも適切な表示とは言えないものの、ただ、外食自体に義務表示が掛かつていない中で、事業者の一つの情報提供として積極的な取組によつて表示をしておられる、そういうことをあながち否定するということもなかなか難しいのではないかと、何を言っているんだとお叱りかもしませんが、他方、そういう積極的な情報提供と、ここでは否定もし難いのかなというふうに考えておるところでございします。

アレルギー表示を行つていくためには、調理員等からの今御指摘ございましたアレルギー物質の意図せぬ混入防止対策を十分に取ることができ、これが大きな鍵といひますか課題でございまして、今後より適切な表示にしていけるかどうか、このような防止対策を十分に取ることができ、このように懸かつていると考えておりまして、まずは消費者庁といたしまして、この外食へのアレルギー表示につきまして実態調査等を実施しつつ、このような問題の解決に向けてできる限り早急にしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○尾辻かな子君 本日にこれ、こういう問題は、消費者庁さんが一体どちらを向いて施策をやつていくのか。消費者の側に立つのか、それともこういうやはり外食の側に立つのか、どつちにウエイトを置くのかという話にもなつてくると思うんですね。先ほどおっしゃつたように、これは

やはりどう見ても責任回避というふうにしかとらえられないんです。こういうことが、先ほどの抽出調査にもあつたように、店頭販売とかレストランでのアナライキシーも間々あるわけで、これをこのまま消費者庁さんとして、いや、外食は表示義務がないですからというふうな形で先送りされるのはやはり問題かと思うので、ここは大臣にお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(森まさこ君) 先送りすることは本当に許されない、喫緊の課題だというふうに認識をしております。アレルギーを持つお子様とアレルギーを持つ方の命にかかわる問題です。

本法案が成立し、施行するに当たつては、現行の三法に基づく表示基準を統合した新たな食品表示基準を作成をして、また、栄養表示の義務化に向けた表示基準の策定を行つていくんですが、この中で、この新たな食品表示基準作成の過程で、今る御指摘があつたような、マヨネーズと書けば卵を含む旨の表示を省略できることと現状なっている。だけど、それを、またこのような省略規定の見直しの検討でありますとか、個別表示と一括表示、今御指摘ございましたアレルギー患者にとつて食品を選ぶ際の選択肢、これがより広がるような個別表示へのシフトしていくことを推進をすることでありまして、食品アレルギーに係る更なる詳細な実態調査でありますとかいうことも併せて、並行してこれを検討してまいりたいと思ひます。そして、消費者の目線に立つて表示を考えていく。

これ、消費者にも様々な御意見がございします。私もアレルギーの子を持つ母でございしますが、やはり外食をみんなと一緒にしたい。その中で、やはりできる限り表示をしてくださつてくれるお店も書いていただいても、それは微量であれば、もし包丁に付いていても、それは微量であれば、先ほどのしょうゆの例もそうですけれども、食べられる場合もございします。そういったことも判断材料になるという点では書いてほしいというお声

も、実は消費者の側からもあるんです。ですから、消費者のお声を、より多くの皆様の声を聞いて、消費者にとつてどういう表示が一番良いのかということ積極的に検討してまいりたいと思ひます。

○尾辻かな子君 済みません、簡潔にできればと思うんですが、私がお聞きしたのは、外食のときの可能性表示が適当かどうか、そして今後、この食品表示法ができたときに、こういうことを本当に許されるのかどうかというところで、大臣、お答えいただければと思ひます。

○国務大臣(森まさこ君) 今、可能性表示についてもお答えをしたつもりだったんですけど、済みません、よく、説明が不十分で申し訳ございません。

この可能性表示についても様々な御意見がございします。消費者の側の中でも可能性表示については様々な御意見がございします。その皆様の御意見をしっかりと聞いた上で検討してまいりたいと思ひます。

○尾辻かな子君 済みません、確認ですけれども、食品表示の方は、容器包装加工食品の方は可能性表示は禁止でございしますよね。で、外食については様々な声があるというのはちよつとよく分からないんですけれども、もう一度御説明をお願いいたします。

○国務大臣(森まさこ君) 食品の表示については様々なお声がある中で、それをきちつと検討の場の中で聞いてまいりたいと思ひます。

中食、外食については、素早く調理をして出す中で混入の可能性がどうしてもあるということを書いていただいた方がよいという御意見と、それはそのようにするとやはり食べられなくなつてしまふ、何も選択できなくなつてしまふんだと、それであれば、やはり混入をしないようになつたりとしたそういう体制を整えてほしいという委員の方の御意見もございします。

様々な御意見がある中で、きちんとした検討の場を設けて、喫緊の課題でありますので速やかに

検討をしてまいりたいというふうに思ひます。

○尾辻かな子君 いや、時間がありませんので、ちよつと最後の質問にしたいと思ひますが、今回の様々な質問の中で一番やはりあつたのは、いづつのようにして検討をしてどこで結果を出していくのかというところのあれが、速やかに、速やかにというふうな話で、実際にいつまでにやるのか、どういうふうにするのかというところがなかなか見えてきません。これは施行まで二年ですね、あと三年のあれがあるわけですけども、こういうアレルギー表示についてはどういうふうないつ結論を出すような形になるんでしょうか。

○政府参考人(松田敏明君) これまでの説明でも何回も本法案が成立した後はどうなるのかという御質問があるわけでございしますけれども、要するに成立後二年間で、施行までの、施行に当たつて、現行の三法に基づく表示基準を統合して新たな食品表示基準を作る、それとともに栄養表示の義務化に向けた表示基準の策定を行う、まずこれが基本でございします。

そういった中で、例えば強調表示でありますとかポイントの整理でありますとか、いわゆる分かりやすさといったものを、新食品表示を作るに当たつて当然形式的なところを全部総ざらいするということがございします。そういった作業が、栄養表示の義務化の実質的な対象成分等々の検討と併せてやる、これが基本でございまして、その中でやれるもの、アレルギーにつきましては、今大臣からも申し上げましたような省略表記でありますとか、個別表示の問題でありますとか、それから実態調査でありますとか、そういったものを並行して検討し、可能なものは表示基準に盛り込んでいくといったようなことで、アレルギー表示につきましては最大限、可能な限り速やかに検討に着手してまいりたいと、こういうことでございします。

○尾辻かな子君 大臣、今答えていただいたようなことでよろしいんでしょうか。

○委員長(加藤修一君) 時間が来ていますので、

手短にお願います。

○国務大臣(森まさこ君) 今まで、この三本を一緒にするということで、新たな基準を作る、それをまずやります、その後にそれぞれの課題をこなしていきたいと思います。その方針でなければ、委員を始めとした皆様の御意見を伺って、また消費者団体や皆様方の協力も得ながら、三本を一緒にする基準の作成と並行してなるべく早く進めていくということをお願いしたいと思います。

○尾辻かな子君 終わります。

○山田太郎君 みんなの党の山田太郎でございます。本日は、先週の日曜日に引き続きまして食品表示法の質疑に当たらせていただきましたと思います。

まず、先日の日曜日のこの委員会の質疑の中で、森大臣の方から、私の発言を訂正するようにとの御答弁で指示がありました。一昨日、議事録ができてきました、読んでみたんですけども、大臣は、規制強化になるとやばいというふうにおっしゃっていましたが、発言されているんですが、私は決して規制強化になるとやばいなどとは発言していません。したがって、発言のどこを直せばいいのか私にはよく分からないんですね。逆に大臣に御発言を訂正していただいた方がいいと思うんですが、いかがでしょうか。

〔委員長退席、理事二(湯智君着席)〕

○国務大臣(森まさこ君) 速記録ができて上がってまいりました。山田太郎委員の発言が次のようになっています。実は今の大臣の発言は非常に驚きなんです、次を略しますが、国民の側に寄っているはずの消費者庁が、いや、規制強化につながるからそんなものは要らないんだというふうに、業務用については規制強化につながるから要らないんだという、誰を一体守っているのかなと、こういうふうにも疑わざるを得ませんというふうに議事録でなっております。

ここで、今の大臣の発言というふうにして、規制強化につながるからそんなものは要らないんだ、業務用については規制強化につながるから要

らないんだというふうになっているところが、私はそのような発言をいたしておりませんので、そのところを訂正していただきたいと思います。

○山田太郎君 まあニュアンスの問題で、特に例の非検査米が流通しているということに関しては規制強化につながるというふうにきちっと大臣は御答弁されたわけですから、私はそれは話の流れとしての、規制強化につながるであれば表示は要らないのかというところは当然の質問だったと思っています。

その他、大臣の方、事実認識としまして、網目の大きさの件がここかしこで間違っていたりしますので、事実を確認の上、是非発言の訂正をさせていただければというふうに思っています。

さて、ちよつと時間がありますので次にいきますが、ブレンド米の話も少し行きたいと思ひます。

ブレンド米に実はふるい下米、くず米が混ざられて売られているのではないかとということなんですけれども、お米屋さんとかスーパーでブレンド米、複数原料米というのが売っています。この複数原料米は、複数原料米・国内産十割と表示すれば、現在、混ぜたお米が何であるかについては表示する必要がありません。本来加工用に戻るような質の悪いふるい下米、くず米が混ぜられて売られてしまうという事例も挙げられています。

また、内閣府の消費者委員会の方では、主婦連、それから全国各地婦人団体協議会などからも、このブレンド米の中に放射能問題に鑑みて産地、地域の表示もするべきだという意見も出ております。

そこで、まずこのブレンド米のふるい下米、くず米の混入の現状についてどのように把握されているか、大臣教えてください。

○国務大臣(森まさこ君) 米の生産現場では、生産者が販売戦略等の観点から、ふるいの目幅一・八ミリから一・九ミリ程度のふるいであるにしまし、その上に残った米を主食用として出荷していることが多いと認識しております。ふるいの下に

落ちまいたいゆるい下米のうち、主に一・七ミリ以上のものは多くは主食用に販売されており、複数原料米にも利用されると承知しております。また、一・七ミリから一・八五ミリの米の収穫量はおよそ二十六万四千トンでございます。

○山田太郎君 質問に答えていただいているように思うんですけども、混入についてどのようにお考えかというふうに聞いているんであつて、定義を聞いているわけじゃないんですが、もう一度御答弁いただけますでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) くず米の混入の実態でございますけれども、これについては今御答弁したとおりのことでございます。

○山田太郎君 じゃ、端的に、あるのかないのかだけ御答弁いただけますでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) 今御答弁しましたとおり、複数原料米にも利用されているというふうに御答弁をしたとおりでございます。

○山田太郎君 そういった意味で、こういったものが入っている、特に全農自身も、このお米が、相当量のふるい下米が入っている、品質とか食味の低下を招いているので、ふるい下米の使用実態を明確にすることは消費者選択の一助になると、したがって、ふるい下米の使用の場合にはその旨の使用量等の表示を義務付けるべきであるということとは、これは実は全農自身が言っていることなんです。主婦連の方も、食味の劣るふるい下米があるということを実は指摘されています。

この問題に関して、このまま放置されるのかどうか、何か対策を取られるべきなのか、是非御見解いただきたいんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) ふるい下米の混入については、確かに消費者の方からもそのようなお声が出ております。これについて、消費者のお声を広くまたお聞きした上で検討してまいりたいと思います。

きな問題という声が上がっています、対応をよろしく願います。

時間がないので最後の質問をさせていただきますと思いますが、もう一つは米のトレーサビリティの問題を取り上げたいと思います。

事故米とか汚染米の問題がありまして、平成二十三年の七月に米のトレーサビリティ法ができました。ただ、この米のトレーサビリティ法はお米の産地だけが情報伝達すればいいという制度になっておりまして、品種や生産年の情報伝達がありません。これをできれば例えば義務化するというのはどうなのかということでもあります。これをやることによって、先日取り上げました米表示のダブルスタンダードの問題というのも解決するかと思ひます。農産物検査とJAS法が抱えているいろんな問題も解決すると思ひます。

この同様の意見は、実は内閣府の消費者委員会でも何度も提案された経緯があります。是非、そういう意味でどのようにされるのか、この米トレーサビリティ法との関係は是非大臣の方にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(森まさこ君) 御指摘の米トレーサビリティ法は、事業者に対して取引の記録とそれから産地情報の伝達を目的としております。現在は、議員の御提案のような、品種とか産年の記録は義務付けられていないわけでございますけれども、議員が前回から御指摘のように、袋詰めの際、それが米の加工品ですね、おにぎり等というのがまた表示が違ってくるではないかということの御指摘等もございまして、法律の目的からどうなのかという点、それから、得られる効果という点も含めまして、消費者の御意見も広く承った上で、トレーサビリティ法自身は担当省庁、農水省でございますので、消費者庁の意見をまとめた上で農水省に伝えてまいりたいと思ひます。

○山田太郎君 最後に、ちよつと何を言っているか分からないところがありまして、米トレーサビ

リティー法とそれではJAS法との関係についてのようにお考えなのかといったところを最後に質問させていただいて、終わりにしたいと思います。

これがダブルスタンダードでいろんな問題を巻き起こしているということなんです、是非、大臣なんです、これは非常ににお米の世界では重要な今問題になっておりますので、その辺りの関係であつたりとか御見解をもうちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(森まさこ君) JAS法の中の今回本法案にまともられます表示の部分は、消費者が、食品の安全性、また自分で食品を選択するための権利ということで、それが法の目的になっておりますけれども、トレーサビリティ法の場合は、米等の譲受け、譲渡に係る情報の記録、それから産地情報の伝達等を目的としておりますので、法それぞれの目的が異なっておりますので、そういったことも勘案しながらしっかりと御意見を承つてまいりたいと思ひます。

○山田太郎君 時間になりましたので、これぐらいにしたいと思ひます。ありがとうございます。

○谷亮子君 生活の党、谷亮子です。今回の食品表示法案では、第四条で食品表示基準の策定等を定めております。この中で、表示事項の中にアレルゲンが明記されることになりま

けれども、そこで、初めに、消費者庁として食物アレルギーによる事故事例をどのように把握されていらつしやいますでしょうか、お伺いしたいと思ひます。そして、直近の件数と内容を御紹介していただきたいと思ひます。

〔理事二・湯智君退席、委員長着席〕

○政府参考人(松田敏明君) 食物アレルギーによる事故情報につきましては、消費者安全法に基づきまして、関係機関、消費生活センター等からの通知情報を日々点検して、速やかに対応できるよう事案の把握をしているところでございます。消費者庁が重大事故等として把握しているもの

といたしましては、例のあの小学校で提供された給食で、ふだんアレルギー対応を受けている児童がお代わりをした品目に対象の原料が含まれており、アナフィラキシーショックで死亡が確認された、こういう事例でございます。

また、重大事故以外のものとしては、外食でございます。カフェで食べた豆乳ソフトに牛乳が入っていたにもかかわらず、そのことが表示されておらず、顔が赤く腫れ全身に発疹ができた事例。それから、容器包装の例でございますけれども、ケーキやクッキーの原材料に卵の記載がなかったため、卵アレルギーの人が食べたところ反応を起こしたといったような事例が報告されております。

ただ、全体的に、今報告が上がっているものの単純に足し合わせた件数というのは余りちよつと統計的な意味はないものですから、こういった事例があるということで御理解を賜りたいと思ひます。

○谷亮子君 ありがとうございます。

今現況が分かりましたけれども、消費生活センターからのデータということでございまして、消費者庁としての食物アレルギーによる事故事例といったことを今後しっかりと把握していただきたいというふうにお願ひを申し上げてまいりたいと思ひますが、この食品表示法案成立後は表示事項にアレルゲンが明記されることになりま

す。消費者庁所管の食品表示におきまして食物アレルギーを持つ子供を含めた消費者を守り、そしてアレルゲン表示を明記されることにより、食物事故の減少に資する施策を早急に取りまとめていただきます。また、取りまとめるだけではなく公開していただきたい、公開するところまでは是非お願ひを申し上げてまいりたいというふうに思ひます。

と思ひます。

○国務大臣(森まさこ君) 現在、中食、外食等についてはアレルギー表示の義務がないわけでございますので、その部分については、事故を防ぐためアレルギー表示をどのように行っていくかということ、本法案の、三法と一緒にした食品表示基準を作成する過程の中で、実態調査等を実施しながら可能な限り速やかに検討に着手してまいりたいと思ひます。

また、現在アレルギー表示の義務がある容器包装に係るアレルギー表示については、制度に則した適正な表示がなされるように引き続き事業者に対して働きかけるとともに、アレルギー患者にとつてより見やすい、分かりやすい表示方法となるように、事業者の取組について、そのサポートをしたり普及啓発に努めてまいりたいというふうに思ひます。

アレルギー表示については、安全性に関する事項であり、特にアレルギーをお持ちの方、アレルギーをお持ちのお子様の命、健康に関する事項でございますので、消費者庁としても優先課題、喫緊の課題というふうに承知しておりますので、アレルギー表示に係る事故、アレルギーに関する事故が少しでも少なくなりますように全力で対応してまいりたいと思ひます。

○谷亮子君 ありがとうございます。

今、森大臣からの御答弁にもございましたように、引き続き取り組むところはしっかりと取り組む形にしていっていただきたいと思ひますし、また実効性ある法律となるためにその体制をしっかりと構築をしていくという中で、またここで伺いたいんですけれども、ちよつと御紹介させていただきましたんですが、農林水産省におきましてこれまで消費安全技術センターによる監視制度を行つてきていただいております。この食品表示モニター

事業がございました。

この事業の成果実績は、平成二十四年行政事業レビューシートによれば、生鮮食品の原産地の不適正表示率が、平成二十一年度の一五・二%から平成二十三年度の五・七%に減少をいたしました。そしてまた、加工食品の義務表示事項の不適正表示率は、平成二十一年度の一八・一%から平成二十三年度の一一・七%と、これも減少する成果を上げております。こうした食品表示モニターという、この食品表示ウオッチャー事業といったことをしっかりと活用してきたことによりまして、その成果をこうして十分に上げられてきているという現況がござい

ます。そこで、こうした取組、もう消費者庁の方でも御存じだと思いますけれども、この平成二十三年度まで農林水産省が食品表示適正化対策事業委託費による食品表示ウオッチャー事業をどのように評価しておられますでしょうか。

そしてまた、今回の食品表示法の執行体制といたしまして、消費者等が参加するモニターによる監視制度を活用することが有効かと思ひます。このタイミングでしっかりと始めていくということが私はいいのではないかと思つておりますけれども、この食品表示法の施行を機会といたしまして食品表示モニター制度を導入していくといった御見解はございましてでしょうか。消費者庁にお伺ひたいと思ひます。

○政府参考人(松田敏明君) 事務方からはこの評価の関係だけ御紹介したいと思ひますけれども、消費者の協力を得て日常的な買物におきまして表示状況をモニターングするこの農林水産省の食品表示ウオッチャー事業が平成二十三年度まで実施されて、現在は廃止されておりますことは承知をいたしております。

この事業を端緒といたしまして実際に立入検査等を実施したほか、いわゆる農水省の食品表示Gメンによる巡回調査、それから事業者への周知活動、全体的に合わせまして小売店舗等における不適正表示率が今委員御指摘のよう

の低下

を見たということも承知いたしております、その意味では同事業の成果も一定以上あったものというふうに受け止めております。

○国務大臣(森まさ子君) 私からは導入についてでございますけれども、現在は、確かに行政の監視の目が行き届かない面、消費者による表示内容のチェックということでございますけれども、現在も消費者庁における行政の執行の端緒に消費者等から広く提供される情報を活用しているところでございます。

さらに、食品表示法案の中で差止め請求制度や申出制度を設けることによって、行政による監視と併せて表示違反の行為を排除する仕組みを複線化して、効率的に抑止をしていこうということをしております。

さらに、この仕組みに加えてモニター制度導入ということもございますが、食品関連事業者による表示の状況を踏まえつつ、必要となる費用とか期待される効果など総合的に勘案して判断してまいりたいと思っております。

○谷亮子君 分かりました。今前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

やはり消費者庁は、消費者に寄り添った、また消費者の立場に立った庁でなければならないというふうに思っております。今回のこの食品表示法が成立した後は、しっかりと消費者の立場に立った法律として、実効性ある法律として機能していただくことをお願いしてまいりたいと思っております。そしてまた、民間の皆様のお力というものがしっかりと加えていただき、交えていただきながら、より良いものを消費者庁としてしっかりと作っていただくことをお願い申し上げます。私の質問を終わります。

○大門実紀史君 最後の質問でございますので、この偽装表示の問題で残された問題の一つとして、お酒の問題を取り上げたいと思います。

資料を今配っていただいておりますけれど、今年の二月の二十六日に、浪花酒造というお酒の造り

酒屋からおわびとお知らせという社告が出ました。この浪花酒造というのは大阪の阪南市にあるんですけれども、創業三百年の老舗でございます。で、全国新酒鑑評会で四年連続金賞を受賞すると、北海道の洞爺湖サミットでも各国代表に純米吟醸酒が提供されるという会社でございます。その会社がおわびとお知らせという社告を出しまして何を言っているかといいますと、当社が販売している商品の一部について、特定名称酒表示、原材料表示とは違う清酒が混和されていたことによるラベル表示の誤りが判明しましたので自主回収いたします。これだけ読むと、何か製造過程でミスがあつて回収するのかもしれないかと思つてしまひますが、その下に同じ日の新聞記事が掲載してございますが、実は何があつたのかといふと、意図的な偽装表示があつたということでございます。国税庁が摘発をしたという事です。

要するに、純米酒に醸造アルコールを加えていたということ、醸造アルコールというのは、何と云いますか、香料といひますか調味料といひますか、そういう役割を果たすアルコールでございます。これが混じつていたわけですが、味はほとんど見抜けなくて、おいしい、おいしいと飲んでいただけですね。この浪花酒造の社長は、味がほとんど変わらないのでその場しのぎでやつてしまつたと、在庫がなくなつたときにやつていたということを書いてあるわけでございます。

消費者は、この社告だけ見て、のおわびでは分からないわけですね。この新聞報道を見て初めて偽装が確信に行われていたということを知ることになったわけでございます。たまたまこれ新聞報道出ていますけれど、新聞報道はあくまで新聞報道でございまして、この偽装表示事件で公にされた、公の場でやられたのはこの浪花酒造のおわびの社告しかございません。しかも、ごまかしの入った中身でございます。

国税庁は、この浪花酒造に、そんなもの混ぜちゃいけないということでは是正するように指示を

したということでございます。この国税庁の指導の中身はいろいろありまして、指示をして改善をしたら企業名とかあつた事実を公表しないと、もし指示に従わなかつたら命令という段階になつて、その段階になりますと企業名とか事実関係を公表すると、こうなっているわけですね。今回の食品表示法では、そういう指示を出した段階で公表するということになっております。

国税庁は個別のことは答えられないと思いますが、で一般論で結構なんですけれども、ある酒造会社が清酒の製法、品質表示基準に違反して偽装を行つたと、国税庁は発見すると、是正するように指示を出す、その指示に従つてもう変なものを混ぜないと、やめた、適当な理由でこのように自主回収します。そうすれば一件落着で、特に

おとがめなしなわけでございますけれども、これは消費者にとつては偽装表示という事実はやみに葬られたことにならないかと思うんですね。今回の法改正で、資料の二枚目に付けておきましたけれども、どうなるかといひますと、これからは酒税保全法の世界が継続されるわけでございます。今言つたような醸造アルコールなどを混ぜるなどの根本的な偽装は、引き続き国税庁の方でやる。したがって、内々で指示をして従つたら公表されない。偽装はやみのままで、やみの中に葬られるということが続くわけでございます。

下の方に、今回は、食品衛生法、健康増進法にかかわることは食品表示法に移行されるわけですが、これは、例えば食品衛生法は、果実酒なんかで何のフルーツが入っているかを表示しなさいという程度ですね。健康増進法でいえば、今、糖質ゼロのビール、ゼロビールでありますけれども、そういうものを表示しなさいということでありまして、根本的な偽装は引き続き国税庁の方が摘発していくようなことになるわけですが、このまま行きますと、せつかくこういう食品表示法が施行されてきたにもかかわらず、お酒の世界では引き続きこの偽装表示がクローズされたままになつてしまふんではないかと。

こういう時代の変化もありますんで、これやっぱ消費者にクローズな今の仕組みを改めていくべきではないかと思ひますが、国税庁、いかがですか。

○政府参考人(刀禰俊哉君) お答えいたします。

今御指摘のございました純米酒の表示などにつきまして表示義務違反が発生した場合でございますけれども、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律におきまして、酒類の表示基準を遵守しない酒類業者に対し、その基準を遵守すべき旨を指示することができることとされております。当該指示を従わない酒類業者があるときは、その旨を公表することができることとされておるところでございます。

この規定につきましては、他の法令で定められました表示に関する制度を参考に現行の規定が設けられているものでございますが、今お話もございました今般の食品表示法案におきまして、表示に関する指示を行つたときは、その旨を公表しなければならぬこととされておるところでございます。この点も踏まえまして、今後、必要な検討を行つてまいりたいと考えております。

○大門実紀史君 実は、私の本家も造り酒屋なんです。大阪の北河内で大門酒造というんですけど、安心して御用命いただければと思ひますが、うちの大門酒造も、実は十年ちょっと前にこの新酒鑑評会で賞を取つたんですね。で、よく知つていらっしゃるんですけど、お酒というのは生き物でございます。この浪花酒造みたいに四年連続賞を取るというのはなかなかできるものじゃないんですよ。そういう、何といひますかね、プレッシャーといひますかね、無理に、売れますから、売れることを維持するために、そういうことが動機でこういう偽装に走つたんじゃないかと、気持ちからは分らないんじゃないんですけれども、これ、全体の清酒に対する信頼を失うわけですね。

是非、国税庁として検討していただきたし、森大臣にも聞きいたしますけれども、こういうふうな、引き続きこの部分は国税庁ではあ

るんですけれども、消費者庁としてもどう関与しているのか、これだけはちよつと、何といひますか、検討課題として意識しておいていただきたいと思いますが、その点、いかがでしょうか。

○国務大臣(森まさこ君) 御指摘のとおりでございます。また付け加えさせていただくならば、景品表示法にも違反することになる場合が多いと思ふんですね。その場合には、景品表示法で不当表示に該当すれば、措置命令が発出されれば、その内容が即公表されるわけでございまして、そういう観点からも、食品を摂取する際の安全性の確保、そして消費者が自主的かつ合理的に選択をする機会の確保、その権利の保障ということを図るためにも、国税庁とも相談しながら検討してまいりたいと思ひます。

○大門実紀史君 お疲れさまでした。終わります。

○委員長(加藤修一君) 他に御発言もないようです。これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

食品表示法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加藤修一君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、斎藤君から発言を求められておりますので、これを許します。斎藤嘉隆君。

○斎藤嘉隆君 私は、ただいま可決されました食品表示法案に対し、民主党・新緑風会、自由民主党、公明党、みんなの党及び生活の党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

食品表示法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、食品表示基準の策定に当たつては、消費者の表示利活用の実態や消費者のニーズ、食品

の製造・流通の実態等を十分に調査し、消費者、事業者双方にとつて分かりやすく、実行可能で、かつ国際基準との整合性等を十分に踏まえた食品表示とすること。

二、製造者の所在地等の情報を知りたいという消費者からの要望を踏まえ、製造所固有記号制度の在り方について検討すること。

三、食品表示義務の対象拡大に当たつては、小規模の食品関連事業者に過度な負担とならないよう、その実行可能性を担保する支援措置等環境整備を図ること。

四、栄養表示義務化に伴う表示基準の見直しを始め、加工食品の原料原産地表示の在り方、中食・外食へのアレルギー表示の在り方、食品添加物表示の在り方など表示基準の見直しについては、本法成立後速やかにその検討のための機関を設置し、検討に着手すること。

また、その委員の人選に当たつては、表示基準の見直しを幅広く消費者や事業者の理解を得ながら進めていくという観点から、広く各層の声を反映できるよう、公平・中立で均衡のとれた委員構成とすること。

五、四の表示基準の見直しについては、本法の目的及び基本理念を踏まえ、可能な限り、検討内容及びスケジュールを具体的に示し、これを消費者基本計画に明記すること。

六、食品表示に関する法律の一元化を実効的なものとするため、執行体制を充実強化すること。少なくとも問合せ対応等のワンストップ体制等を早急に実現すること。また、中途採用を含めたプロパー職員の確保や、その育成に積極的に取り組むこと。

七、虚偽・誇大広告及び消費者を誤認させる不当な表示については、食品衛生法や不当景品類及び不当表示防止法の適切な運用を通じて、監視、取締りに努めること。

八、食品表示の適正化に係る実施状況を取りまとめ、定期的に年次報告の中で国会に報告すること。

九、本法に基づく差止請求の実効性を担保するため、適格消費者団体に対して食品表示に関する情報提供その他の支援を行うこと。

十、消費者へ食品の安全性に係る科学的情報を適時適切に提供する等、消費者とのリスクコミュニケーションを一層推進すること。また、提供された情報の理解の促進等のための消費者教育を拡充すること。

十一、環太平洋パートナーシップ協定の交渉に当たつては、遺伝子組換え食品の表示など、食品表示を含め、消費者の安全・安心に資するものとなるよう万全を期すること。

十二、栄養機能食品及び特定保健用食品を含む健康食品の利用が増加していることを踏まえ、消費者が健康食品の特性等を十分理解し、適切な選択を行うことができるよう、消費者に分かりやすい表示の在り方や広告の適正化について検討すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(加藤修一君) ただいま斎藤君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(加藤修一君) 全会一致と認めます。よつて、斎藤君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、森内閣府特命担当大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。森内閣府特命担当大臣。

○国務大臣(森まさこ君) ただいま御決議いただきました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重してまいりたいと思ひます。

○委員長(加藤修一君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願ひたい

と存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(加藤修一君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十分散会

平成二十五年七月四日印刷

平成二十五年七月五日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

D